

法制執務の見直しに関する調査研究 別添資料

No.	資料名	ページ
別添1	表に関する課題の類型及び表記ルール改善案一覧	1
別添2	中間報告資料	4
別添3	(官報) R6国土交通省令 1	82
別添4	(Word版) 国土交通省令	93
別添5	(提案ルール版) 国土交通省令	102
別添6	(官報) R4法務省令36	111
別添7	(Word版) 法務省令	113
別添8	(提案ルール版) 法務省令	115
別添9	(官報) R5文部科学省令23	117
別添10	(Word版) 文部科学省令	120
別添11	(提案ルール版) 文部科学省令	122
別添12	(官報) R5内閣府令47	124
別添13	(word版) 内閣府令	146
別添14	(提案ルール版) 内閣府令	167

【別添1】表に関する課題の類型及び表記ルール改善案一覧

No.	分類	表に関する課題の類型	課題の類型の趣旨	法令の表記ルール改善案	評価			改善処理案の参照箇所	
					視認性	作業性	機械可読性	処理	サンプルデータ
1	官報の内容又は体裁を再現	行や列を結合した表になっている。	表の行列が結合された状態では、視認性としては結合の意味合いを理解できるが、機械可読性としてはデータを取得した際にどのような意味合いがあるのかが分からない。	同じ記載内容の欄が隣接する場合に、同じであることが一目で把握しやすいよう、表示上は結合を基本とする。ただし、バックデータを持たせる等で、表の“番地指定”ができるようにすることで、改正時の作業性、機械可読性が高まると考えられる。	○	－	－	5.2. ①表の結合の処理	6.2 ①表の結合の処理に基づくプロトデータ
2		データ上、結合で表現するか、透明罫線で表現するか揺らぎがある。	視認性としては結合でも透明罫線でも差が生じないが、機械可読性としてはデータを取得した際にどのような意味合いがあるのかが分からない。	現行のとおり。	－	－	－	5.2. ①表の結合の処理	6.2 ①表の結合の処理に基づくプロトデータ
3		長く続く表を横に折り返している。	視認性としては横に表を折り返しても意味を理解できるが、機械可読性としては折り返しの連続性を理解できない。	縦又は横に長すぎる表は視認性に支障があるため、現状どおり、折り返し表示や分割表示も可とする。 データそのものは折り返さず作成し、表示で折り曲げることができる仕組みを別途検討必要。	○	－	－	－	－
4		条文自体を表形式（Table）を使って表現している	本来、「表」ではない各号列記等をデータ作成時に表を示す属性であるTableを用いて作成していると、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては機械が「表」と誤読するなど支障をきたすおそれがある。	原則として、各号列記の表記としていくことが望ましい。 法令案の立案の際に、以下のように号か表かを区別しやすい条文にする。 ・号の場合は、項文で「次の各号」「次に掲げる」と示し、二文をシンプルにスペースで繋げる、号細分を設けるなど通常用いられる体裁とする。 ・表の場合は、項文で「次の表」と示し、罫線を使用した表とする。 ・複雑な場合は別表を新たに設ける。	○	○	○	5.8 改善が困難な事例	－
5		線による装飾や透明罫線を使用している。	表中の行列の多対1対応の関係性等を”}”や”]”等の線に意味を持たせた表現で示すのは、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては関係性の理解が難しい。	”}”は使用しない。 同じ値が入るところは欄の結合で表現する（原則）か、省略せずにすべての欄に値を記入する（例外）。	○	○	○	－	－
6		官報を再現するため、値に余計な空白を入れている。	視認性のために表中に挿入された空白は、機械判読性としてはデータ活用時に当該空白には“データが無い”のか、“ただの空白”なのかの判別が難しい。	現状どおり、視認性向上のために、空白行の使用は可とする。 データでは空白を作らずに、表示上の対応で指定した行の間隔を空けることを検討。	○	－	－	5.7 ⑥その他	6.7 ⑥その他の内容に基づくプロトデータ
7	データ作成時のルールが未整備	階層のある値を表の中で並列に記載している。	表中の同じセル内に階層が異なる情報が記載されている場合に、官報上は「字下げ」により階層の違いが表現されているが、法令データにする際に字下げが失われている場合があり、視認性としては官報で示されていた階層の違いが分からなくなっており、機械可読性としてもデータの階層の違いが分からなくなっている。	階層を表現する場合は、 ①罫線で区切る。中項目を作るなど、項目欄も対応させる。 ②番号・細分番号を付す。 誤読を防ぐため、なるべくインデントだけでは表現しない。 視認性に問題がある場合は、下記改善案や「種の保存法施行令」のように階層を構造化する。その場合は表内の構造を定義できるようXMLの見直しが必要。	○	○	○	5.7 ⑥その他	6.7 ⑥その他の内容に基づくプロトデータ
8		表がPDFで外部ファイルになっている。	視認性としてはPDFの外部ファイルでも表を理解できるが、機械可読性としては機械可読が困難な形式で外部ファイルになっている表を二次利用することは難しい。	データ構造が複雑となる別表は別表ではなく、様式、別記等に変更する。	－	－	－	－	－
9	表作成時のルールが未整備	表に記載されている値が漢数字など複数のパターンがある。	表中の数字の標記が法令により算用数字、漢数字等で異なると、視認性としては大きな課題を生じないが、機械可読性としては複数パターンに対応できるようにするのは難しい。	・表記ルールは現行どおり（現在の法令の表記ルールでは、法令が縦書きである限り漢数字で、かつ解釈を誤らないよう十百ありで書くことを原則としつつ、表などでは見やすさを重視し、漢数字（十百なし）や算用数字を用いることも可能とされている。）。 ・法令案の立案の際に、数字の多い表は、本則に縦書きで規定するのではなく、別表として横書き・洋数字で起草する。 ・機械可読性の観点からは、データにメタデータやアトリビュートを付す必要がある。	○	○	－	5.3 ②表の値の処理	6.3 ②表の値の処理に基づくプロトデータ
10		表に記載されている値に単位が入っている。	数値と単位を同じ項目にする（同じセル内に記載する）と、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては情報を理解しづらくなる。	同じ表中に複数の単位を定めることもあり、読み間違いを防ぐため、数値と単位を続けて表記することを原則とする。 データには、新しい要素として「単位」を設定し、数値と区別できるようにする。 表示・非表示の属性を持たせる。	○	○	－	5.3 ②表の値の処理	6.3 ②表の値の処理に基づくプロトデータ
11		表に記載されている値の数字が全角になっている。	視認性としては全角の数字も理解できるが、機械可読性としては半角数字の方が活用しやすい。	法令編集エディタに入力値の制限機能を持たせ、半角統一にするのが望ましい。	－	○	○	5.3 ②表の値の処理	6.3 ②表の値の処理に基づくプロトデータ

【別添1】表に関する課題の類型及び表記ルール改善案一覧

No.	分類	表に関する課題の類型	課題の類型の趣旨	法令の表記ルール改善案	評価			改善処理案の参照箇所	
					視認性	作業性	機械可読性	処理	サンプルデータ
12		値に“※”や“(注)”などが記載されている。	表中の値が入る項目に“※”など値以外の情報が入っていると、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては値以外の情報であることが直ちに理解できない。	現状どおり、値に“※”や“(注)”など付記する表記方法は可とする（表の一部にのみ特記事項がある場合など、複雑な対応関係を整理する方法として有用）。 ただし、“※”や“(注)”の表記方法のルール化は検討の余地あり（※の数で区別する例等）。	○	○	－	－	－
13		“備考”を表を結合して表中に記載するか、表外に記載するか揺らぎがある。	表中に値とは関係ない情報があると、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては値以外の情報であることが直ちに理解できない	・視認性の観点からは、備考が表に付属するものであることが一目で分かるよう、表内に含めることを基本とする。ただし、備考で表を引用するなど表内には収めにくい例もあり、どちらかに一律に統一することは困難と思われる。 ・体裁の統一 改行については下記を基準とし、自動的に備考のタグを付与する。 （一文の場合） 備考 … （二文以上の場合） 備考 一 … 二 … データ整備の視点では、表の内外に関わらず備考にRemarksタグを付し、備考部分を区別できるようにする。Remarks内にインデントを設定できるようにする。 ⇒備考が、別表、項号にデータ上紐づいており、将来的には、備考が表のどこの表記に関連するのか、特定しやすいように書かれ、データ上も紐づいていることが望ましい。	○	○	－	5.4 ③表の備考の処理	6.4 ③表の備考の処理に基づくプロトデータ
14		機械判読が難しいデータ（”} ”などの記号等）が入っている。	視認性としては意味を理解できても、機械可読性としては支障を生じるものがある。	No.5と同様、“} ”は使用しない。 同じ値が入るところは欄の結合で表現する（原則）か、省略せずにすべての欄に値を記入する（例外）。	○	○	－	－	－
15		表に項目名（見出し）がない。	条文の本文（柱書き）に欄（列）ごとに対応する項目を示しているが、表自体では行頭で項目名を記載していないなどの場合、視認性としては欄（列）に対応する項目を理解できるが、機械可読性としては値が何を意味しているのか、理解が難しくなる。	表・別表を問わず、見出しを付与するのが望ましい。 別表については、表の内容を定めている本則の規定と離れているため、内容を理解しやすいよう、見出しを付与するのが特に望ましい。	○	○	－	5.5 ④項目のない表の処理	6.5 ④項目のない表の処理に基づくプロトデータ
16		表の項目直下に単位が“値”として入っている。	表の項目直下に単位が値と並列で記載されていると、視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては当該単位を値と区別するのが難しい。	数値と単位を続けて表記することを原則としつつ（No.10）、煩雑になる場合は、表の冒頭に掲げる方法、欄中に掲げる方法も可とする。表外に掲げるのは不可とする。	○	○	－	5.3 ②表の値の処理	6.3 ②表の値の処理に基づくプロトデータ
17		1つの項目に複数の値（情報）が入っている。	視認性としては複数の情報の関係性が理解できても、機械可読性としては複数の情報として個別に分けて処理すべきか、複数の情報からなる一個の情報として処理すべきか判断がつかない。	表で規定されるものは多種多様であり、一律のルール化は困難。 表は条文の一部に過ぎず、表だけで意味を捉えようとするのは危険なため、条文と一体で意味を捉える仕組みを作る必要がある。	○	－	－	－	－
18	その他	斜線により項目を分割している。	官報上では視認性が良いが、機械可読性としては斜線による分割の処理は困難であり、法令データの表示段階での再現が難しく視認性に課題を生じている。	表記ルールは現状どおりでよいと考えるが、データ整備上のルールを策定する必要がある。 ・罫線の属性として斜線を追加する。 ・データ上での表現方法を定める（階段状を許容するなど）。 ・1つのセルを斜線で2つに区切り、文字が入らない場合は、それがnullを示すためのものなのか、行列の違いを装飾しているだけなのか、分けるようにする。 ・斜線で1セルを区切った2つの三角形のなかにそれぞれ表の行列の見出しが何であるかを記載している例は、当該表記方法をやめ、それぞれ行と列の最上位の階層として階層を追加し、そちらに文言を記載することが考えられる。 ただし、視認性を害さないことが優先。 ・1つのセルに斜線が複数あるときの階層表現を検討する必要あり。	○	○	－	5.8 改善が困難な事例	－
19		文字の配置。	・法令データでは配字など官報の体裁が再現されておらず、法令データの表示段階での視認性に課題を生じている。 ・法令で引用する際は（改正規定含む）、官報の配字も再現されるため、法令データだけでは確認できない。	表記ルールは現状どおりでよいと考えるが、データ整備上のルールを策定する必要がある。	○	－	－	－	－

【別添1】表に関する課題の類型及び表記ルール改善案一覧

No.	分類	表に関する課題の類型	課題の類型の趣旨	法令の表記ルール改善案	評価			改善処理案の参照箇所	
					視認性	作業性	機械可読性	処理	サンプルデータ
20		二重罫など線種。	法令の中で二重線、点線、太罫線などが使用されているが、使用ルールが定まっておらず、法令データに反映されていないため、法令データの表示段階での視認性に課題を生じている。	表記ルールは現状どおりでよいと考えるが、データ整備上のルールを策定する必要がある。	○	－	－	－	－
21		罫のない表。	罫線を使わず、字下げや配字のみで表した表は、視認性及び機械可読性に課題を生じる。	罫線のある表で作成する。	○	○	○	－	－
22		表中の値に省略表現が用いられている。	視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては「同右」等の省略表現が指し示す情報の判別が難しい。さらに、「同右」等の方向により指し示した表現は、法令データの表示段階における縦書き・横書き表示の切替等をした場合、視認性及び機械可読性に課題を生じる。	表中「同右」「同上」「〃」などは原則使用せず、欄の結合で表現するか、文言を省略せずに明記する（使用しないことで表記が煩雑になり、視認性が損なわれる場合もあると思われるため、一律不可にはしない）。 ・単に繰り返し表現のものは、結合で階層性を示す。 ・「同上」等の表記を残す場合には、機械可読の点からは、“同”が何を意味するかをデータに持たせられないか検討を行う。 ・セル内に部分的にあるもの（「同　○○」など）についても検討が必要。	○	－	○	5.7 ⑥その他	6.7 ⑥その他の内容に基づく プロトデータ
23		表に類するものの名称。	表に類するものとしては以下があるが、別表との使い分け等に明確な基準はない。 ・様式、書式、別図、別記、付録、附属書など。 機械可読性の観点から、同じ性質のものが異なる名称で定義されるとデータ定義が複雑化し、データ利活用時の対応も複雑化するおそれがある。	下記の名称について、基準を明確にする。 ・申請書、届出書等の様式類を定める場合は、「様式」「書式」を使用。 ・図を定める場合は、「図」「別図」を使用。 （付録、別記などについては現状、規定内容が多様多様なため、ルール化は困難と思われる。）	○	○	○	－	－
24		法案作成時の表の引用表記。	法案の体裁に合わせて、表を分割するなど、ワープロソフトでの技巧を要し、作業性の観点から作業者、確認者とも負担が大きい。また、引用した表が縦・横で複数ページにわたるなど、視認性としても読みづらいと考えられる場合がある。機械可読性としては、引用した表がページの切れ目でデータが分割されていると、データ利活用は困難である。	表の一部を改正する改め文や、表の一部を読替える条文において、対象となる表の範囲を指定する際には、引用箇所を表の項・欄で指定して引用するのを基本とする。表の項・欄で指定するのが困難であり、カギ括弧（「」）で区切って引用する場合には、引用の前で改行を行い、カギ括弧で引用した一連の文章を、頁の上下の変わり目で複数頁にわたる分割が生じないようにする。	○	○	○	－	－

法制執務の見直しに関する調査研究

中間報告資料

2024年1月

株式会社アスコエパートナーズ
株式会社ぎょうせい

【本調査研究の目的】

- ◆ 法制執務のデジタル化・法令データの利活用推進に向け、2022（令和4）年度に実施した調査研究の内容も踏まえ、「構造データ化が困難な表等」と、「府省庁により記述方法が異なる改正規定（新旧対照表）」について、視認性・作業性・機械可読性の3つの観点から、法令の表記ルール・XMLスキーマの見直し・改善案の検討を行う。

【ポイント】

- ◆改正規定（新旧対照表）の作成方法の検討
- ✓ 府省令・規則の新旧対照表方式改正について、府省等ごとの表記パターンの分析を実施した。
 - ✓ 新旧対照表の作成方法の見直し（標準とすべき表記方法の検討）は最終報告にむけ検討中。
 - ・機械可読性の観点からは、「**二重傍線**」及び「**破線囲み**」を使用する表記ルールは、見直しが必要と思われる。

○内閣府令第八号

消費者契約法（消費者の財産的被害の集約的回復のための民事の裁判手続の事例に関する法律）の施行に当たり、同法の施行期日（平成二十一年四月一日）に当たっては、同法の施行期日（平成二十

(例) 表中の項の見出し部分を標記部分としている
⇒機械可読が難しくなる可能性

[illegible]

(例) 目次の改正例：テキスト表示版では見づらいこともある

◆表等の表記ルールの検討、XMLスキーマの見直し、プロトデータの作成

- ✓ 「構造データ化が困難な表」等について、課題を**19**類型**34**事例に整理し、検討を実施した。
 - ✓ **34**事例のうち**26事例**については、XMLスキーマへの属性の追加により、法令の表記ルールを見直すことなく構造データ化が可能と考えられた。これらの類型については、XMLスキーマの見直し案と、見直したXMLスキーマに基づくプロトデータを作成した。
 - ✓ **34**事例のうち**8事例**については、XMLスキーマの見直しによる構造データ化は困難であり、法令の表記ルールの見直しが必要と考えられる。
- ※ プロトデータを作成した26事例の中にも、XMLスキーマの見直しによりデータの構造化が図れるが、視認性・作業性・機械可読性の観点からは法令の表記ルールを見直した方がより望ましいと考えられるものがある。



改正規定（新旧対照表）の作成方法の検討

【本調査研究の内容】

法令の改正に際して作成される新旧対照表の作成手法について、府省令及び規則を対象に、以下の調査を行う。

- ア 府省等ごとの新旧対照表の表記パターンの分析
- イ 新旧対照表の作成方法の見直し

【ア 調査結果】

各府省のマニュアル又は官報に公布された実例から以下のように作成手法の分類、分析を行った。

大分類	小分類		省庁	摘要
法制局方式	内閣府	A1	内閣府 警察庁 金融庁 財務省 文科省 防衛省 国家公安委員会 法務省	
	総務省	A2	総務省 外務省	注記の書き方
	経産省	A3	経産省	二重傍線の用い方
農水省方式	農水省	B1	農水省	注記の書き方、二重傍線の用い方 備考欄なし
	環境省	B2	環境省 * 海上保安庁	注記の書き方、備考欄なし
	復興庁	B3	* 復興庁	注記の書き方 備考欄なし 二重傍線を用いない
厚労省方式	厚労省	C1	厚労省	本文なし（括弧書き）、注記の書き方 二重傍線を用いない。 備考欄なし
	国交省	C2	国交省	本文の書き方、注記の書き方
規制庁方式		D	原子力規制庁	本文の書き方、構成、二重傍線の用い方

【イ 新旧対照表の作成方法の見直し】

〔調査〕 4分類のマニュアル・ルールのうち、
誤りが生じやすい、生じにくいものは、いずれか。

調査方法

- ①公布法令（府省令の新旧方式による一部改正）の溶け込ませ作業に当たり、疑義照会を要したケースの分類・整理
- ②マニュアル登載項目との関連性を探る

改正規定（新旧対照表）について、改正規定を溶け込ませることができなかったものと、各マニュアルで示されたルールの差分に、
関係性が見られるか
⇒ 相関性はない。

〔結論〕 照会事例の各類型は特定のルールの差分を起因とするものとはいえない。

	1	2	3	6	7	14	4	5	10	9	12	8	11	13
	内閣	警察	金融	財務	文科	防衛	総務省	外務省	経産省	農水省	環境省	厚生省	国交省	規制庁
	A1_法制局						a_総務省（法制局系）		A2b_総務省'（法制	B1_農林水産省	B2_農林水産省'	C1_厚生労働省	C2_国土交通省（厚	D_規制庁
							注記に用いる語が異なる。		二重傍線の用い方が異なる。	・注記の書き方が異なる。 ・二重傍線の用い方が異なる。 ・表末尾の備考欄がない。	・注記の書き方が異なる。 ・表末尾の備考欄がない。	・本文の書き方が異なる。 ・注記の書き方が異なる。 ・二重傍線を用いない。 ・表末尾の備考欄がない。	・本文の書き方が異なる。 ・注記の書き方が異なる。	・本文の書き方が異なる。 ・改正対照表を別表とするなど、構成が異なる。 ・二重傍線の用い方が異なる。
繰上げ等漏れ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0
傍線過不足	3	0	0	1	4	1	5	0	11	2	1	6	8	0
改正前該当なし	2	0	0	0	2	1	4	1	9	0	2	4	5	0
改正箇所特定不	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	1	2	0
目次本則不一致	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	0
体裁不備	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0
点カンマ齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改正後不備	1	0	0	1	0	0	1	1	3	0	0	0	1	0
改正対象以外の	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
追加箇所特定不	0	0	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
附則内容	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	3	0
縦横相違	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
一部の 一部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

【ルールの検討】

【現状】どのようなルールなのか、本文の確認が必要
インターネット版官報で見づらいものがある

【提案】改正箇所の示し方について、統一してはどうか。
統一に当たっては、「二重傍線」及び「破線囲み」を用いない手法を選択してはどうか。

- メリット 機械可読性を高める
- デメリット 既に定着しているルールの変更に伴う労力

➡別資料



法令における表等の表記ルールの検討

【調査内容】

令和4年度調査で示された表の表記方法についての17の課題＋アルファの課題（6件）について、実際の法令の事例を確認した。
官報、紙の法令集、法令データベースでの表記を確認し、表記ルールの改訂案を検討した。

	分類	表に関する課題の類型	課題に対する問題意識
1	官報の内容又は体裁を再現	行や列を結合した表になっている	表をただで見て作成者の意図を汲み取ってデータや文脈を解読するには多くの時間を要するなど、情報を活用する側に過度の負担を強いるものであるため、技術的に処理は可能であるものの、二次利用が事実上不可能なデータと考えられる
2		複数行あるうちの一部だけ結合させている	
3		表を横につなげている	
4		条文自体を表形式（Table）を使って表現している	機械が「表」と誤読するなど機械判読に支障をきたすおそれがある
5		線による装飾や透明罫線を使用している	罫線に意味を持たせた表現などは機械判読が困難となる
6		官報を再現するため、値に余計な空白を入れている	機械可読の面から見れば空白の行は好ましくない
7	データ作成時のルールが未整備	階層のある値を表の中で並列に記載している	官報の再現性、データの二次利用の観点の両面から課題がある
8		表がPDFで外部ファイルになっている	外部ファイルになっている表を機械的に二次利用することは難しい
9	表作成時のルールが未整備	表に記載されている値が漢数字など複数のパターンがある	数値情報の表記に関して決められたルールが無い
10		表に記載されている値に単位が入っている	数値と単位を同じ項目にすると二次利用で間違いが生じる
11		表に記載されている値の数字が全角になっている	データ連携では数値データを半角で定義しているケースが多い
12		値に“※”や“(注)”などが記載されている	値以外の情報が同じフィールドにあるのは二次利用で間違いが生じる
13		表の末尾に列を結合して“備考”を記載している	表中に値とは関係ない情報があると、データを利活用するときにエラーが生じたり、利用者側にデータクレンジングなどの手間が生じる
14		機械可読が難しいデータが入っている	
15		表に項目名（見出し）がない	機械処理やデータを二次利用する際に理解が難しくなる
16		表の項目直下に単位が“値”として入っている	単位が値のデータか否かの判断が必要となる
17		1つの項目に複数の値（情報）が入っている	個別に分けるべきか、複数の状態のままで良いのかの判断がつかない
18		斜線	・データ上の表示方法が定まっていない ・データで斜線が使用できないため、表の区切り方が実際と異なり、正しい意味にならない
19		文字の配置	・データでは配字など官報の体裁が再現されない ・法令で引用する際は（改正規定含む）、官報の配字も再現されるため、データだけでは確認できない
20		二重罫など線種	
21		罫のない表	字下げや配字のみで表した表は、視認性や機械可読の妨げになる
22		省略表現	縦書きか横書きかで意味が変わり、機械可読の妨げになる
23		表に類するものの名称	表に類するものとしては以下があるが、別表との使い分け等に明確な基準はない ・様式、書式、別図、別記、付録、附属書など

【視認性、作業性、機械可読性の評価について】

評価に当たってはデータ整備事業者による視点と、法令を起案する省庁担当者による視点が必要と考えた。
評価の指標は以下のとおり。

視認性 ※主に利用者、データ整備側の観点	①条文とセットで正確に意味が通じる（現状できている） ↓ ②（国民にとって）見やすい（紙の官報で考慮されている） 例：配字 線種 セルの結合 矢印の使用 複数の情報を1セルにまとめている ⇒官報以外の媒体（現状のe-LAWS）で見やすい表になっているか？ 縦横移行しやすい形式になっているか。 ③表だけで意味が通じる（条文を見なくても） 例：タイトル行を入れる 単位が明示されている
作業性 ※主に行政側の観点	※現状はOfficeソフトで作業の難易度と手間（工数）を評価。 e-LAWSのエディタでの評価はデジタル庁PoCで検討？ （既存業者のエディタの検討も可） ①表を新規作成する場合の作業者のやりやすさ ②改正規定（改め文）の書きやすさ ③改正規定（新旧対照表）の書きやすさ ④溶け込ませ作業のやりやすさ（※データ整備側の観点）
機械可読性 ※主にデータ整備側の観点	①改正規定の自動生成ができるか ②自動溶け込ませができるか ③データの二次利用がしやすいか



XMLスキーマの検討、及びXMLスキーマを適用したプロトデータ作成

■XMLスキーマ見直し案の方向性

法令データを利活用する観点において、「法令に関するXMLスキーマは法令データの作成時に従うもの」というイメージではなく、「法令データを作成する（公開する）人と法令データを使う人との間の約束」になるべき。

■XMLスキーマ見直しの方針

- 現在のDTD、法令標準XMLスキーマの課題

1. 要素の追加等で複雑になっていて定義が分かりにくくなっている
2. 表示（プレゼンテーション）を重視した内容になっている
3. 定義が分かりにくいいため、データ活用がしづらくなっている



現行のスキーマは表示を中心に構成されている。データ利活用の観点からはドキュメントの各要素にしっかりと意味付けを行うことが重要となる。そこで、本プロジェクトでは表示上の要件を維持しつつ、ドキュメントの各要素に対する意味付けを整理しデータ活用が可能なXMLとなるようにすることを目標とする

- 今年度事業におけるXMLスキーマ見直し案作成の方向性

1. スキーマについて根本的な変更は行わない
2. 可能な範囲では部分的な再定義を試みる
3. シンプルな再帰的な定義※を試みる

※Listの中にListを定義するイメージ。

現在のようにListの中にSublist1、Sublist1の中にSublist2が入るような定義をすると、現在4階層欲しいとなった場合に記述できない。

データを活用する際も、ほぼ使われていないレベルまでプログラム実装する必要があるだけでなく、将来4階層目をSublist4で作った場合にはプログラムが更新されない限り対応できない。

そのため再帰的な定義で検討したほうが良いと考えられる。

```
<!ELEMENT List (ListSentence,Sublist1*)>
<!ELEMENT ListSentence (Sentence+|Column+)>
<!ELEMENT Sublist1 (Sublist1Sentence,Sublist2*)>
<!ELEMENT Sublist1Sentence (Sentence+|Column+)>
<!ELEMENT Sublist2 (Sublist2Sentence,Sublist3*)>
<!ELEMENT Sublist2Sentence (Sentence+|Column+)>
<!ELEMENT Sublist3 (Sublist3Sentence)>
<!ELEMENT Sublist3Sentence (Sentence+|Column+)>
```

■プロトデータについて

表の表記ルールにおいて検討された課題の類型について、法令の中から課題となる表を含む事例を次頁の表の通り抽出し、プロトデータの検討、作成に着手した。

プロトデータ作成にあたっては、視認性を損なわないようにするため既存のXMLスキーマの変更は行わず、データ利活用に資するXMLデータとして追加したほうが良いと考えられる要素や属性の検討を行い、各事例のXMLデータの該当箇所に適用することでプロトデータを作成した。そのため、現行のe-GOV表示と改善案の表示については基本的には変わっていない。

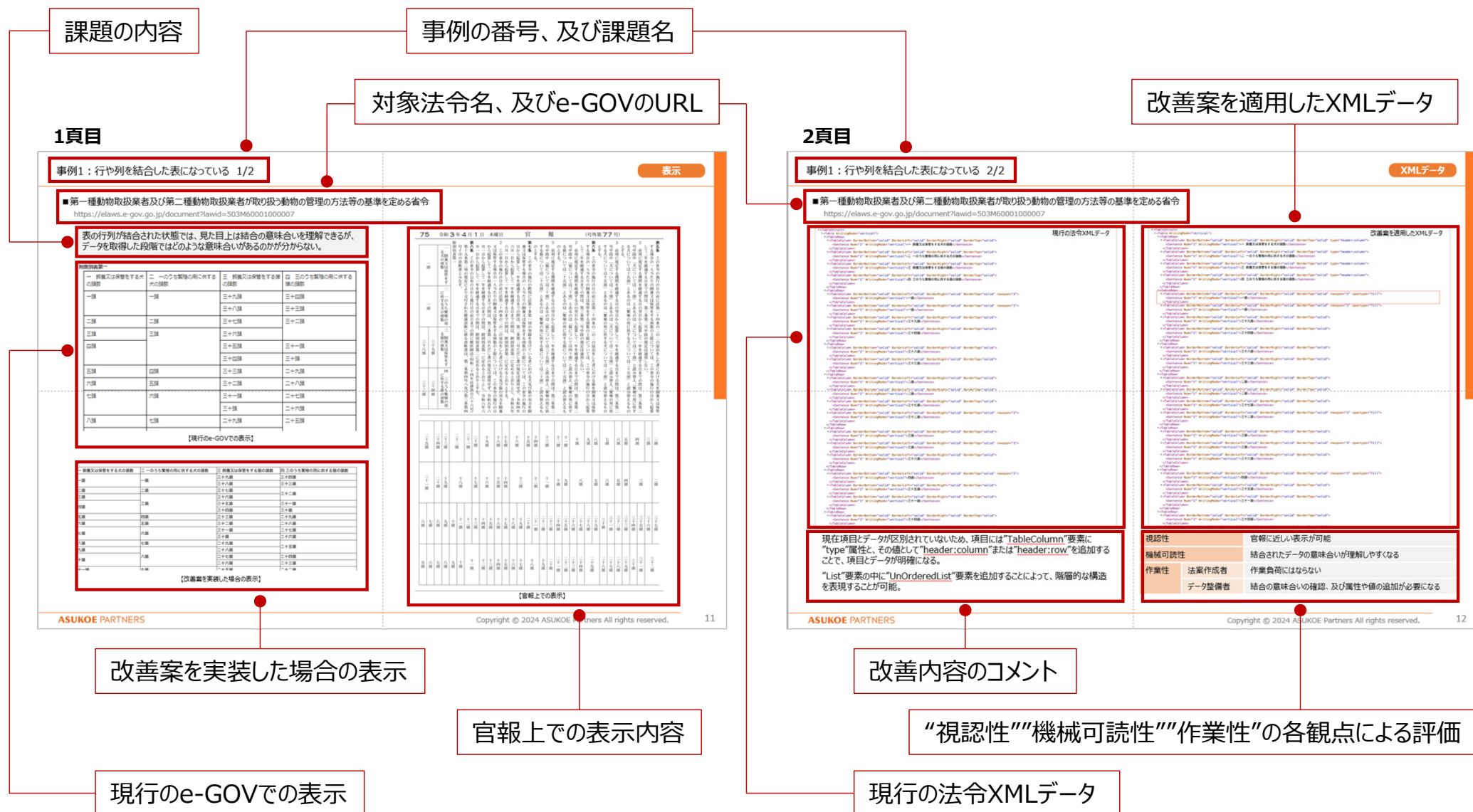
なお、検討過程において、現状の表記のままでは構造データ化が困難と考えられる事例も存在したため、これら表の表記自体を見直さなければ改善が困難と考えられるもの、及び改善が不要と考えられる事例は、今回のプロトデータ作成の対象外と判断した。（詳細はP68以降を参照）

これにより、19類型34事例のうち、26事例についてはXMLスキーマに新たな要素や属性を追加することにより、データ利活用に資するデータとなる可能性があるものと判断しプロトデータを作成した。その一方で、19類型34事例のうち、8事例については現状の表記のままでは構造データ化が難しく、表記ルールの見直し、及び表自体の見直しを行わなければ構造データ化が困難なもの（一部は改善が不要なものも含まれる）と判断したため、プロトデータは作成していない。

No.	課題	No.	事例		
			法令名	対象とする表	改善案
1	行や列を結合した表になっている	1	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令	別表	プロトデータ作成
		2	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律	第三条	プロトデータ作成
		3	じん肺法	第四条第2項	プロトデータ作成
		4	森林管理局署職員服制	別表	プロトデータ作成
		5	児童福祉法施行規則	別表第一	プロトデータ作成
2	データ上、結合で表現するか、透明罫線で表現するか揺らぎがある	6	復興庁設置法	第三条	表の見直し
3	データ上、長く続く表を横に折り返して表示している	7	資産再評価法	別表第一	プロトデータ作成
4	表ではない条文（各号列記）をTableで表現している	8	政治資金規正法	第二十一条の三	表の見直し
5	線による装飾や透明罫線を使用している	9	栄養士法施行規則	別表第一、二、四	プロトデータ作成
6	官報を再現するため、値に余計な空白を入れている	10	防衛省の職員の給与等に関する法律	別表第一	プロトデータ作成
7	階層のある値を表の中で並列に記載している	11	職業能力開発促進法施行規則	別表第八の二	プロトデータ作成
		12	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令	別表第一 表一	表の見直し
		13	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	第百三十条	プロトデータ作成
		14	建築基準法施行規則	第十条の四の三	プロトデータ作成
8	表がPDFで外部ファイルになっている	15	登録検査等事業者等規則	別表第七号	表自体のデータ化
9	表に記載されている値が漢数字など複数のパターンがある	16	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	別表（第四十三条関係）	プロトデータ作成
10	表に記載されている値に単位が入っている	17	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令	別表第四	プロトデータ作成
		18	株式会社日本政策金融公庫法	別表第四（第十二条関係）	プロトデータ作成
		19	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	別表（第三条、第十一条関係）	表の見直し
11	表に記載されている値の数字が全角になっている	20	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律	第七条	プロトデータ作成
12	値に“※”や“(注)”などが記載されている	21	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令	別表第一	プロトデータ作成
13	“備考”を表を結合して表中に記載するか、表外に記載するか揺らぎがある	22	関税定率法施行規則	第二条の四	現状のままで問題ない
		23	住宅の品質確保の促進等に関する法律	別表（第九条、第十三条関係）	プロトデータ作成
14	機械可読が難しいデータが入っている	24	港湾運送事業法施行令	別表第一	プロトデータ作成
15	表に項目名（見出し）がない	25	相続税法	第十六条	プロトデータ作成
		26	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第七十三条	プロトデータ作成
		27	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則	第一条	プロトデータ作成
		28	地方自治法施行令	別表第三～四	プロトデータ作成
16	表の項目直下に単位が“値”として入っている	29	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律	別表第一（第一条、第二条、第三条、第四条、第五条関係）	プロトデータ作成
		30	消防法	別表第一	プロトデータ作成
17	1つの項目に複数の値（情報）が入っている	31	地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令	別表第一、二	プロトデータ作成
18	表中の値に省略表現が用いられている	32	船舶等型式承認規則	別表第一の二（第29条関係）	プロトデータ作成
		33	一般職の職員の給与に関する法律	別表第一 イ行政職俸給表（一）	表の見直し
19	斜線により項目を分割している	34	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	第四条	表の見直し

※グレーアウトしている事例は、今回プロトデータ作成対象外と判断したもの

プロトデータは、1事例につき2頁で構成。1頁目は官報上での表示やe-GOVでの表示、改善案を実装した場合の表示など、主に表示に関して記載。2頁目は改善案適用前後のXMLデータ、及びコメント等で構成。立案レベルで対応が必要であると考えられる内容は赤枠で記載。



◆結合に関する方向性について

同じ記載内容の欄が隣接する場合に、同じであることが一目で把握しやすいよう、表示上は結合を基本とする。

◆結合された表をデータ利活用するための改善案

改善案①

- ①XMLスキーマの結合を表す属性に、表中に記載された値がデータ上、どのように関係するのかを示すための「値」を定義する。

“TableColumn”要素に“spantype”属性を追加して、“spantype”属性の値（value）として以下の2つの要素を定義する。

- 1.fill：結合したセル全てに同じデータが入る
- 2.first：結合したセルのうち、最初のセルにデータが入る

```
<xs:attribute name="spantype" type="xs:string" />
<xs:simpleType>
  <xs:restriction base="xs:NMTOKEN">
    <xs:enumeration value="fill" />
    <xs:enumeration value="first" />
  </xs:restriction>
</xs:simpleType>
</xs:attribute>
```

メリット

- ・表示上も既存データと変わらずに機械可読性が高まる
- ・既存の法令XMLデータを大きく修正する必要がないため、改善案②よりも法令データ整備側の作業負担にはならない

デメリット

- ・改善案②よりもデータ利活用側で変換が必要になるなど負担がかかる

改善案②

- ②結合を用いて表現しようとする表の値を、データ上全て記載しておいて、XMLスキーマの属性の中に、HTML上は非表示とする属性を定義する。

rowspanなどで省略している部分も省略せずにデータをもたせ、“TableColumn”要素に“Display”属性を追加して、“Display”属性が含まれているセルのデータは、HTMLなどで表示する際に表示させないようにする。

```
<xs:attribute name="Display">
  <xs:simpleType>
    <xs:restriction base="xs:NMTOKEN">
      <xs:enumeration value="none"/>
    </xs:restriction>
  </xs:simpleType>
</xs:attribute>
```

メリット

- ・e-GOVに変換するためのスタイルシートを修正することで、既存データと変わらない表示が可能で機械可読性が高まる
- ・改善案①よりもデータ利活用側が容易にデータを活用することができる

デメリット

- ・法令データを整備する側に作業負担となる可能性がある

※今回の事例の中で結合が課題になっている事例については改善案①を採用してプロトデータを作成した。



各事例に対するプロトデータ（改善案）

事例1：行や列を結合した表になっている 1/2

■第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60001000007

表の行列が結合された状態では、見た目上は結合の意味合いを理解できるが、データを取得した段階ではどのような意味合いがあるのかが分からない。

附則別表第一

一 飼養又は保管をする犬の頭数	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数	三 飼養又は保管をする猫の頭数	四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
一頭	一頭	三十九頭 三十八頭	三十四頭 三十三頭
二頭	二頭	三十七頭	三十二頭
三頭	三頭	三十六頭	三十一頭
四頭		三十五頭 三十四頭	
五頭	四頭	三十三頭	二十九頭
六頭	五頭	三十二頭	二十八頭
七頭	六頭	三十一頭 三十頭	二十七頭 二十六頭
八頭	七頭	二十九頭	二十五頭

【現行のe-GOVでの表示】

一 飼養又は保管をする犬の頭数	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数	三 飼養又は保管をする猫の頭数	四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
一頭	一頭	三十九頭 三十八頭	三十四頭 三十三頭
二頭	二頭	三十七頭	三十二頭
三頭	三頭	三十六頭	三十一頭
四頭		三十五頭 三十四頭	
五頭	四頭	三十三頭	二十九頭
六頭	五頭	三十二頭	二十八頭
七頭	六頭	三十一頭 三十頭	二十七頭 二十六頭
八頭	七頭	二十九頭	二十五頭
九頭	八頭	二十八頭	二十四頭
十頭		二十七頭	
十一頭	九頭	二十六頭 二十五頭	二十三頭 二十二頭

【改善案を実装した場合の表示】

75 令和 3 年 4 月 1 日 木曜日 官 報 (号外第 77 号)

一頭	一頭	三十九頭	三十四頭
二頭	二頭	三十八頭	三十三頭

第五條 この省令施行の日の前法第十四条の二の出をたににおけるを飼養又は保管する組合の一当りの飼養又は保管する頭数の上限については、この省令の施行の日から起算する組合の一日あたりの飼養又は保管する頭数の上限については、第二條第二号中「二つについては十頭」とあるのは「天については三十頭」と読み替え、繁殖の用に供する犬については五十頭とあるのは「繁殖の用に供する犬については、二十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二條第二号中「二つについては十頭」とあるのは「天については三十頭」と読み替え、繁殖の用に供する犬については五十頭とあるのは「繁殖の用に供する犬については、二十五頭」と読み替えるものとする。

第六條 この省令の施行の日の前法第十四条の二の出をたににおけるを飼養又は保管する組合の一人あたりの飼養又は保管する頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二條第二号中段の二は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二條第二号中「二つについては十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、繁殖の用に供する猫については五十頭とあるのは「繁殖の用に供する猫については、二十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二條第二号中「二つについては十頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については、二十五頭」と読み替えるものとする。

第七條 この省令の施行の要項に法第二條第一項の登録を受けている者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する組合の一人あたりの飼養又は保管する頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとし、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第三に定めるとおりとする。

2 この省令の施行の日の前法第十四条の二の出をたににおける犬及び猫の双方を飼養又は保管する組合の一人あたりの飼養又は保管する頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和六年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとし、令和七年八月八日 この省令の公布の日から施行の日までの間は、附則別表第三に定めるとおりとする。

第八條 この省令の公布の日から施行の日までの間に既に獣医師法（昭和十四年法律第八十六号）第廿三条の二の規定に支拂交付された健康診断に係る診断書は、第二條第四号八及び第五條第四号九（三）の診断書とみなす。

附則別表第一

一 飼養又は保管する	二 一のうち繁殖の用	三 飼養又は保管する	四 二のうち繁殖の用
一の頭数	一の頭数	一の頭数	一の頭数
一頭	一頭	三十九頭	三十四頭
		三十八頭	三十三頭

二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭
二頭	三頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十頭	二十一頭
三十七頭	三十六頭	三十五頭	三十四頭	三十三頭	三十二頭	三十一頭	三十頭	二十九頭	二十八頭	二十七頭	二十六頭	二十五頭	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭
三十二頭	三十一頭	三十頭	二十九頭	二十八頭	二十七頭	二十六頭	二十五頭	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭

【官報上での表示】

■ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60001000007>

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 飼養又は保管をする犬の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 飼養又は保管をする猫の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十九頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十四頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十八頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十三頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十七頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十二頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十六頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十五頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十一頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十四頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 飼養又は保管をする犬の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 飼養又は保管をする猫の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十九頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十四頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十八頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十三頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十七頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十二頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十六頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十五頭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十一頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十四頭</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

“List”要素の中に“UnOrderedList”要素を追加することによって、階層的な構造を表現することが可能。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	結合されたデータの意味合いが理解しやすくなる
作業性	法案作成者 作業負荷にはならない
	データ整備者 結合の意味合いの確認、及び属性や値の追加が必要になる

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000119>

第三条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。

【現行のe-GOVでの表示】

【改善案を実装した場合の表示】

【官報上での表示】

■日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000119

現行の法令XMLデータ

```
<TableStructure>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う事業</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 事業税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するためにのみ行う事業</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 不動産取得税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。以下この表において同じ。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軽油引取税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取り</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊が日本国において取得し、又は所有する地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車（次条において「自動車」という。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStructure>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStructure>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn type="header:column" Display="none"> 事業名 </TableColumn>
      <TableColumn type="header:column" Display="none"> 対象者 </TableColumn>
      <TableColumn type="header:column" Display="none"> 地方税 </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う事業</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 事業税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するためにのみ行う事業</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 不動産取得税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軍人用販売機関等</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。以下この表において同じ。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="1" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 軽油引取税</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取り</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 契約者</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical"> 合衆国軍隊</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStructure>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

“spantype”属性の値として“fill”を追加することで、データ利活用時に結合されたセルにそれぞれ同じデータが入ることが明確になる。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		結合されたデータの意味合いが理解しやすくなる
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	結合の意味合いの確認、及び属性や値の追加が必要になる

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000030>

2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行うものとする。

【現行のe-GOVでの表示】

【改善案を実装した場合の表示】

[illegible]

26

■じん肺法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000030

現行の法令XMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺管理区分</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺健康診断の結果</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理一</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺の所見がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理二</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理三</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">イ</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">ロ</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理四</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">(1) エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。）と認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">(2) エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

“spantype”属性の値として“fill”を追加することで、データ利活用時に結合されたセルにそれぞれ同じデータが入ることが明確になる。

改善案を適用したXMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="header:column">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺管理区分</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺健康診断の結果</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="first">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理一</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">じん肺の所見がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="first">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理二</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理三</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">イ</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">ロ</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">エックス線写真の像が第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="first">
        <Sentence WritingMode="vertical">管理四</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">(1) エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。）と認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">(2) エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

視認性	官報に近い表示が可能	
機械可読性	結合されたデータの意味合いが理解しやすくなる	
作業性	法案作成者	作業負荷にはならない
	データ整備者	結合の意味合いの確認、及び属性や値の追加が必要になる

■ 森林管理局署職員服制

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325M50010000080

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
<Table>
  <TableRow>
    <TableColumn colspan="4">
      <Sentence>名称</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence>摘要</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn rowspan="8">
    <Sentence>制服（男性用）</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn rowspan="4">
    <Sentence>上衣</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn rowspan="2">
    <Sentence>ジャンパー型</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn>
    <Sentence>地質</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn>
    <Sentence>紐系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <Sentence>製式</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn>
    <Sentence> ジャンパー型開きん式とし、ファスナーを付け、左胸部に雨ふた付きアウトポケットを、右胸部にファスナー付きアウトポケットを各一個付け、左そでにペンさし付きアウトポケットを付ける。後面は、直線切返しとし、両側にアクションプリーツを付ける。</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <Sentence>形状は、図のとおり。</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn rowspan="2">
      <Sentence>シャツ型</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence>地質</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>うす水色系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn>
      <Sentence>製式</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence> シャツ型シャツカラー式とし、左右胸部に雨ふた付きアウトポケットを各一個付ける。後面は、直線切返しとし、両側にアクションプリーツを付ける。</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>形状は、図のとおり。</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn colspan="2" rowspan="2">
      <Sentence>ズボン</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence>地質</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>紐系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn>
      <Sentence>製式</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence> 長ズボンとし、左右に斜めわきポケット各一個を、左右後側にしりポケット各一個を付け、しりポケットは、地質と類似色のボタン一個で留める。すそは、シングル式とする。</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>形状は、図のとおり。</Sentence>
  </TableColumn>
</Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
<Table>
  <TableRow>
    <TableColumn colspan="4" spantype="fill" type="header:column">
      <Sentence>名称</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn type="header:column">
      <Sentence>摘要</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn rowspan="8" spantype="fill" type="header:row">
    <Sentence>制服（男性用）</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn rowspan="4" spantype="fill" type="header:row">
    <Sentence>上衣</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn rowspan="2" spantype="fill" type="header:row">
    <Sentence>ジャンパー型</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn type="header:row">
    <Sentence>地質</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn>
    <Sentence>紐系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn type="header:row">
      <Sentence>製式</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence> ジャンパー型開きん式とし、ファスナーを付け、左胸部に雨ふた付きアウトポケットを、右胸部にファスナー付きアウトポケットを各一個付け、左そでにペンさし付きアウトポケットを付ける。後面は、直線切返しとし、両側にアクションプリーツを付ける。</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn rowspan="2" spantype="fill" type="header:row">
      <Sentence>シャツ型</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn type="header:row">
      <Sentence>地質</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>うす水色系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn type="header:row">
      <Sentence>製式</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence> シャツ型シャツカラー式とし、左右胸部に雨ふた付きアウトポケットを各一個付ける。後面は、直線切返しとし、両側にアクションプリーツを付ける。</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn rowspan="2" spantype="fill" type="header:row">
    <Sentence>ズボン</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn type="header:row">
    <Sentence>地質</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn>
    <Sentence>紐系の布</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn type="header:row">
      <Sentence>製式</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn>
      <Sentence> 長ズボンとし、左右に斜めわきポケット各一個を、左右後側にしりポケット各一個を付け、しりポケットは、地質と類似色のボタン一個で留める。すそは、シングル式とする。</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn>
    <Sentence>形状は、図のとおり。</Sentence>
  </TableColumn>
</Table>
</TableStruct>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

項目が複数ある場合でも、“spantype”属性の値として“fill”を追加することで、結合されたセルにそれぞれ同じデータが入ることが明確になる。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		結合されたデータの意味合いが理解しやすくなる
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	結合の意味合いの確認、及び属性や値の追加が必要になる

■ 児童福祉法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100011

表の行列が結合された状態では、見た目上は結合の意味合いを理解できるが、データを取得した段階ではどのような意味合いがあるのかが分からない。

別表第一（第五条の二の二の二関係）

区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	三〇	六二
	社会保障論	三〇	六〇
	公的扶助論	三〇	六〇
	高齢者福祉論	一五	三〇
	介護概論	一五	三〇
	障害児・者福祉論	三〇	六〇
	児童・家庭福祉論	六〇	一二五
	養護原理	三〇	六二
	地域福祉論	三〇	六〇
	社会福祉援助技術論	三〇	六〇

【現行のe-GOVでの表示】

区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	三〇	六二
	社会保障論	三〇	六〇
	公的扶助論	三〇	六〇
	高齢者福祉論	一五	三〇
	介護概論	一五	三〇
	障害児・者福祉論	三〇	六〇
	児童・家庭福祉論	六〇	一二五
	養護原理	三〇	六二
	地域福祉論	三〇	六〇
	社会福祉援助技術論	三〇	六〇

【改善案を実装した場合の表示】

区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	三〇	六二
	社会保障論	三〇	六〇
	公的扶助論	三〇	六〇
	高齢者福祉論	一五	三〇
	介護概論	一五	三〇
	障害児・者福祉論	三〇	六〇
	児童・家庭福祉論	六〇	一二五
	養護原理	三〇	六二
	地域福祉論	三〇	六〇
	社会福祉援助技術論	三〇	六〇

平成 27 年 3 月 31 日 火曜日		官 報	(号外第 72 号)	54
必修科目	社会福祉概論	三〇	六二	三〇
	社会保障論	三〇	六〇	六〇
	公的扶助論	三〇	六〇	六〇
	高齢者福祉論	一五	三〇	六〇
	介護概論	一五	三〇	六〇
	障害児・者福祉論	三〇	六〇	六〇
	児童・家庭福祉論	六〇	一二五	六〇
	養護原理	三〇	六二	六〇
	地域福祉論	三〇	六〇	六〇
	社会福祉援助技術論	三〇	六〇	六〇

【官報上での表示】

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100011>

改善案を適用したXMLデータ

[illegible]

項目が複数ある場合でも、“spantype”属性の値として“fill”を追加することで、結合されたセルにそれぞれ同じデータが入ることが明確になる。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		結合されたデータの意味合いが理解しやすくなる
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	結合の意味合いの確認、及び属性や値の追加が必要になる

■資産再評価法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000110>

官報では23年まで続く表が現行のe-GOV（法令XMLデータ）では11年で折り返されてあるため、折り返された部分から別の表と認識されてしまう可能性がある。

別表第一
有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍率表（再評価日が昭和28年中である場合）

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
取得の時期										
明治33年以前										
明治34年										
明治35年										
明治36年										
明治37年										
明治38年										
明治39年										
明治40年										
明治41年										
明治42年										

【現行のe-GOVでの表示】

有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍率表（再評価日が昭和28年中である場合）

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
取得の時期																						
明治33年以前																						
明治34年																						
明治35年																						
明治36年																						
明治37年																						

【改善案を実装した場合の表示】

55 昭和28年8月7日 金曜日 官 報（号外第54号）

別表第一 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍率表（再評価日が昭和28年中である場合）

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
取得の時期																						
明治33年以前																						
明治34年																						
明治35年																						
明治36年																						
明治37年																						
明治38年																						
明治39年																						
明治40年																						
明治41年																						
明治42年																						

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算しに要する。
(1) 算定倍率 = 取得の時期に於ける耐用年数の倍率
上記の算式に於いて、
「算定倍率」とは、
「耐用年数」とは、

【官報上での表示】

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000110>

改善案を適用したXMLデータ

[illegible]

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		データの取得が容易
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	データを作り直す可能性があるため、作業負担は大きくなる可能性がある

■ 栄養士法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100002

▼<TableStruct>
 ▼<Table WritingMode="vertical">
 ▼<TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">教育内容</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="3">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">単位数</Sentence>
 </TableColumn>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">講義又は演習</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">実験又は実習</Sentence>
 </TableColumn>
 </Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">
 ▼<TableColumn>
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">社会生活と健康</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四</Sentence>
 </TableColumn>
 </Sentence>
 </TableColumn>
 </Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八</Sentence>
 </TableColumn>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">人体の構造と機能</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">食品と衛生</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六</Sentence>
 </TableColumn>
 </TableRow>
 </Table>
</TableStruct>

現在の法令XMLデータ

▼<TableStruct>
 ▼<Table WritingMode="vertical">
 ▼<TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">教育内容</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="3" type="header:column">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">単位数</Sentence>
 </TableColumn>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">講義又は演習</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" type="header:column">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">実験又は実習</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">社会生活と健康</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四</Sentence>
 </TableColumn>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">人体の構造と機能</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">食品と衛生</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
 </TableRow>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">栄養の指導</Sentence>
 </TableColumn>
 ▼<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六</Sentence>
 </TableColumn>
 </Table>
</TableStruct>

改善案を適用したXMLデータ

装飾部分について、“TableColumn”要素に“value”属性を追加して、表が空欄の部分（値がない）の値に“blank”を定義。構造的な表記が可能となるが、本事例では、「実験又は実習」の必要単位が、「社会生活と健康」のみ四単位と認識されてしまう可能性がある。

結合の処理で、spanの属性値として“first”を定義する方法もあるが、同じくデータ利活用側で内容を確認するなどのひと手間必要になる可能性が考えられる。

“}”などの記号は機械可読（それが何を意味しているのかの判断）が難しいので、表中の表現（値）として使わず、同じ値が入るところは欄の結合で表現する（原則）か、省略せずに全ての欄に記入する（例外）ほうが望ましいと考えられる。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		機械可読性は高まるが、データのみでは判別が難しいケースが生じるためデータ利活用者に多少の手間が生じる
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	“value”属性等の追記が必要

■ 防衛省の職員の給与等に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000266_20230609_505AC0000000048

視認性のために表中に挿入された空白は、データ利活用時に当該空白には“データが無い”のか、“ただの空白”なのかの判別が難しい。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）			
職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円
	1	219,700	337,600
	2	221,400	339,600
	3	222,900	341,600
	4	224,400	343,600
	5	226,100	345,600
	6	227,400	347,200
	7	228,600	348,800
	8	229,900	350,300
	9	231,600	351,800
	10	233,300	353,800

【現行のe-GOVでの表示】

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円
	1	219,700	337,600
	2	221,400	339,600
	3	222,900	341,600
	4	224,400	343,600
	5	226,100	345,600
	6	227,400	347,200
	7	228,600	348,800
	8	229,900	350,300
	9	231,600	351,800
	10	233,300	353,800

【改善案を実装した場合の表示】

第十四条の二第二項中「十四万二千五百円」を「十四万六千円」に改める。
第十五条第二項中「十一万七千円」を「十二万二百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十一・五」を「百分の百六十七・五」に改める。
第十五条の二第二項中「十万三千七百円」を「十万六千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十一・五」を「百分の百六十七・五」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	207,400	332,200
	2	209,100	334,400
	3	210,700	336,500
	4	212,400	338,500
	5	214,200	340,600
	6	215,800	342,400
	7	217,500	344,200
	8	219,100	345,800
	9	220,900	347,500
	10	222,800	349,600
	11	224,700	351,700
	12	226,600	353,800
	13	228,100	355,900
	14	230,100	357,900
	15	232,100	359,900
	16	234,100	361,900
	17	235,900	363,500
	18	238,600	365,400
	19	241,300	367,200
	20	244,000	369,200
	21	246,600	370,800
	22	249,400	372,700
	23	252,000	374,500
	24	254,700	376,400

【官報上での表示】

■ 防衛省の職員の給与等に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000266_20230609_505AC0000000048

現行の法令XMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">職員の区分</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">職務の級</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1級</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2級</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">号俸</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">219,700</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">337,600</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">221,400</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">339,600</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">3</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
  </TableColumn>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">職員の区分</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">職務の級</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1級</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2級</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">号俸</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" value="blank"/>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="1" data-unit="円">1</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="219700" data-unit="円">219,700</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="337600" data-unit="円">337,600</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="2" data-unit="円">2</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="221400" data-unit="円">221,400</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="339600" data-unit="円">339,600</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="3" data-unit="円">3</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="222900" data-unit="円">222,900</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="341600" data-unit="円">341,600</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" value="blank"/>
    <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
  </TableColumn>
</TableStruct>
```

表記上、空欄をいれている箇所については、“TableColumn”要素に“value”属性を追加して、空欄の部分（値がない）の値に“blank”を定義。

これにより、データ利活用者がデータを取得した際に“blank”になっている箇所は“元々データがない”ことが明確化される。

視認性	官報に近い表示が可能	
機械可読性	機械可読性は高まり、データ利活用者側も空欄箇所の意味合いが明確化される	
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	“value”属性等の追記が必要

■職業能力開発促進法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=344M50002000024_20230526_505M60000100053

官報上では階層をもたせた表現になっているが、現行のe-GOV（法令XMLデータ）では、並列の記載になっているため、データ利活用時に誤認が生じる可能性がある。

六 その他

本コースの修了については、普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を習得することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 職業訓練原理 教科指導法 教育心理学 教育訓練マネジメント キャリア形成支援	三六〇	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類
能力開発実技 教科指導実践実習 教育訓練マネジメント実践実習	二四〇		

【現行のe-GOVでの表示】

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 職業訓練原理 教科指導法 教育心理学 教育訓練マネジメント キャリア形成支援	三六〇	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類
能力開発実技 教科指導実践実習 教育訓練マネジメント実践実習	二四〇		

【改善案を実装した場合の表示】

別表第八の二(第二十六條の六の二関係) 訓練技法習得コースの指導員養成訓練の教科等に関する基準			
一 教科	訓練の教科は、能力開発学科及び能力開発実技とする。		
二 訓練の教科	訓練の教科は、能力開発学科及び能力開発実技とする。		
三 訓練の実施方法	訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。		
四 訓練時間	標準の訓練時間は、六月とする。		
五 設備	標準の設備は、次の表の設備に定めることとする。		
六 その他	本コースの修了については、普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を習得することを要件とする。		

別表第八の二(第二十六條の六の二関係) 短期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準			
一 教科	訓練の教科は、指導力習得コースについては能力開発学科とする。		
二 訓練の教科	指導力習得コースの訓練の教科は、最低必要とする科目は、次の表の教科の科目に定めることとする。		
三 訓練の実施方法	訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。		
四 訓練時間	標準の訓練時間は、指導力習得コースについては一年とし、実務経験者訓練技法習得コースについては一年以上一年未満の適切な期間とする。		
五 設備	標準の設備は、次の表の設備に定めることとする。		
六 その他	本コースの修了については、特定応用課程の高度職業訓練を修了することを要件とする。		

【官報上での表示】

■職業能力開発促進法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=344M50002000024_20230526_505M60000100053

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">教科の科目</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">訓練時間（単位は時間とする。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">設備</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">種別</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">名称</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="3">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">能力開発学科</Sentence>
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">職業訓練原理</Sentence>
        <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">教科指導法</Sentence>
        <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">教育心理学</Sentence>
        <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">教育訓練マネジメント</Sentence>
        <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">キャリア形成支援</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="3">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三六〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">建物その他の工作物</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">大教室</Sentence>
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">教室</Sentence>
        <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">視聴覚教室</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">機械</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">視聴覚機器</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">その他</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" rowspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">教材類</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">能力開発実技</Sentence>
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">教科指導実践実習</Sentence>
        <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">教育訓練マネジメント実践実習</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二四〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<ListSentence>
  <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">教育訓練マネジメント</Sentence>
</ListSentence>
</List>
<ListSentence>
  <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">キャリア形成支援</Sentence>
</ListSentence>
</List>
</UnOrderedList>
</List>
</UnOrderedList>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="3">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三六〇</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">建物その他の工作物</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <UnOrderedList>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">大教室</Sentence>
    </ListSentence>
    </List>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">教室</Sentence>
    </ListSentence>
    </List>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">視聴覚教室</Sentence>
    </ListSentence>
    </List>
  </UnOrderedList>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">機械</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">視聴覚機器</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" rowspan="2">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">その他</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" rowspan="2">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">教材類</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <UnOrderedList>
      <ListSentence>
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">能力開発実技</Sentence>
      </ListSentence>
      </List>
      <ListSentence>
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">教科指導実践実習</Sentence>
      </ListSentence>
      </List>
      <ListSentence>
        <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">教育訓練マネジメント実践実習</Sentence>
      </ListSentence>
      </List>
    </UnOrderedList>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二四〇</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
</Table>
</TableStruct>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

“List”要素の中に“UnOrderedList”要素を追加することによって、階層的な構造を表現することが可能。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データ取得時に階層化された構造であることが明確化
作業性	法案作成者 データ整備者
	作業負担にはならない “UnOrderedList”要素や“List”要素での表記など、現在のXMLデータを修正する負荷が生じる

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000129>

官報上では階層をもたせた表現になっているが（一、二及びイ、ロ）、現行のe-GOV（法令XMLデータ）では、並列の記載になっているため、データ利活用時に誤認が生じる可能性がある。

第三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法（昭和二十八法律第九十七号）別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料金種別	料金額
一 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ。）の数が二個である場合	一加入電話ごとに 二万円
ロ その電話機の数が三個以上である場合	一加入電話ごとに 一万円
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	一加入電話ごとに 三万円

【現行のe-GOVでの表示】

料金種別	料金額
一 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 二万円
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ。）の数が二個である場合	一加入電話ごとに 二万円
ロ その電話機の数が三個以上である場合	一加入電話ごとに 一万円
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	一加入電話ごとに 三万円

【改善案を実装した場合の表示】

[illegible]

【官報上での表示】

■沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000129

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">料金種別</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">料金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 単独電話に係るもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 三万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 共同電話に係るもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 二万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。口において同じ。）の数が二個である場合</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 二万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">ロ その電話機の数が三個以上である場合</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 一万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 三万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="first" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">料金種別</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">料金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" spantype="first">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 単独電話に係るもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 三万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none" rowspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 共同電話に係るもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。口において同じ。）の数が二個である場合</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 二万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">ロ その電話機の数が三個以上である場合</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 一万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none" colspan="2" spantype="fill">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一加入電話ごとに 三万円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

現在、“イ、ロ”及び“一、二”が並列に記載されている箇所を、“span”属性、及び“span-type”属性を用いて表現。

上位階層となる“イ、ロ”と下位階層となる“一、二”を別の列で表記、“一、二”の上位階層を“span”属性で結合し、“span-type”属性の値を“fill”にすることで、データを取得する際にデータが重複することを明確化。

これにより、データ活用時の誤認を防ぐことが可能になるものと考えられる。

階層を表現する場合は、①罫線で区切ったり、②番号・細分番号を付すなどの方法を採用。誤読を防ぐためなるべくインデントだけでは表現しないほうが望ましい。

視認性		字下げなど、一部官報の表記と異なる部分が生じる
機械可読性		データ取得時に並列のままではなく、意味のある構造であることが明確化
作業性	法案作成者	作業負荷にはならない
	データ整備者	“span”属性や“span-type”属性の追記が必要

■ 建築基準法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325M500040000040

官報上では階層をもたせた表現になっているが（イ、ロ及び(1)、(2)）、現行のe-GOV（法令XMLデータ）では、並列の記載になっているため、データ利活用時に誤認が生じる可能性がある。

第十条の四の三 法第四十八条第十六項第二号の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる建築物に対応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

建築物	措置
一 令第三十号第二項第一号に掲げる建築物	イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。 ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とする。 ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。 ニ 排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号へ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。 ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ヘ 専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塼、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。 チ 商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。 リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合には、この限りでない。 ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合には、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。 ル 午後十時から午前六時までの間に営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。 (1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。

【現行のe-GOVでの表示】

建築物	措置
一 令第三十号第二項第一号に掲げる建築物	イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。 ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とする。 ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。 ニ 排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号へ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。 ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ヘ 専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塼、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。 チ 商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。 リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合には、この限りでない。 ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合には、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。 ル 午後十時から午前六時までの間に営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。 (1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。 (2) 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。 (3) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。

【改善案を実装した場合の表示】

令和元年 6 月 20 日 木曜日 官 報 (号外第 42 号) 66	
建築物	一 令第三十号第二項第一号に掲げる建築物
措置	イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。 ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とする。 ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。 ニ 排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号へ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。 ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ヘ 専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塼、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。 チ 商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。 リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合には、この限りでない。 ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合には、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。 ル 午後十時から午前六時までの間に営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。 (1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。 (2) 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。 (3) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。 (4) 屋外広告物の照度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。 (5) 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十五度までの範囲とすること。

(新設)

【官報上での表示】

■ 建築基準法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325M50004000040

現行の法令XMLデータ

<TableStruct> <Table WritingMode="vertical"> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">措置</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 令第百三十条第二項第一号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">ニ 排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号及び第三号において同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ヘ 道路の見過しに支障を及ぼすおそれがある棚、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">ト 商品を陳列し、又は販売する場合は、屋外に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">チ こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">リ こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">ル 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">（1） 午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="12" WritingMode="vertical">（1） 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。</Sentence> <Sentence Num="13" WritingMode="vertical">（2） 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料品以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="14" WritingMode="vertical">（3） 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="15" WritingMode="vertical">（4） 屋外広告物の照度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="16" WritingMode="vertical">（5） 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とすること。</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 令第百三十条第二項第二号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 調理業務の用に供する部分の床面積は、五百平方メートル以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 貨物自動車の交通の用に供する敷地内の道路は、幼児、児童又は生徒の通行の用に供する敷地内の道路と交差ししないものとする。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">ハ 作業場は、臭気を除去する装置を設けることその他の臭気の発散を防止するために必要な措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">ニ 敷地内には、専ら貨物自動車の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ホ 敷地の貨物自動車の出入口の周辺には、見過しを確保するための空地及びガードレールを設けることその他幼児、児童又は生徒の通行の安全上必要な措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ヘ 排気口は、道路に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">ト こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">チ 道路の見過しに支障を及ぼすおそれがある棚、柵その他これらに類するものは、ホの出入口の周辺に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">リ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">ル 食品を保管する倉庫その他の設備を設ける場合においては、臭気が当該設備から漏れない構造のものとする。</Sentence> <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">（1） ボイラーを設ける場合においては、遮音上有効な機能を有する専用室に設けること。ただし、ボイラーの周囲に当該専用室と遮音上同等以上の効果のある遮音壁を設ける場合においては、この限りでない。</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 令第百三十条第二項第三号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 敷地は、幅員六メートル以上の道路に接するものとする。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 作業場の床面積は、次の（1）又は（2）に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める面積以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">（1） 第一種住居地域及び第二種住居地域 百五十平方メートル</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">（2） 準住居地域 三百平方メートル</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ハ 敷地の自動車の主要な出入口は、イの道路に接するものとし、かつ、その幅は、八メートル以上とすること。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ニ 作業場の主要な出入口は、イの道路に面するものとする。</Sentence> </TableColumn> </TableRow>
--

改善案を適用したXMLデータ

<TableStruct> <Table WritingMode="vertical"> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">措置</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 令第百三十条第二項第一号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">ニ 排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号及び第三号において同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ヘ 道路の見過しに支障を及ぼすおそれがある棚、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">ト 商品を陳列し、又は販売する場合は、屋外に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">チ こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">リ こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">ル 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">（1） 午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="12" WritingMode="vertical">（1） 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。</Sentence> <Sentence Num="13" WritingMode="vertical">（2） 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料品以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="14" WritingMode="vertical">（3） 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="15" WritingMode="vertical">（4） 屋外広告物の照度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。</Sentence> <Sentence Num="16" WritingMode="vertical">（5） 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とすること。</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 令第百三十条第二項第二号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 調理業務の用に供する部分の床面積は、五百平方メートル以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 貨物自動車の交通の用に供する敷地内の道路は、幼児、児童又は生徒の通行の用に供する敷地内の道路と交差ししないものとする。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">ハ 作業場は、臭気を除去する装置を設けることその他の臭気の発散を防止するために必要な措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">ニ 敷地内には、専ら貨物自動車の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ホ 敷地の貨物自動車の出入口の周辺には、見過しを確保するための空地及びガードレールを設けることその他幼児、児童又は生徒の通行の安全上必要な措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ヘ 排気口は、道路に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">ト こみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、こみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合においては、この限りでない。</Sentence> <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">チ 道路の見過しに支障を及ぼすおそれがある棚、柵その他これらに類するものは、ホの出入口の周辺に設けないこと。</Sentence> <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">リ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。</Sentence> <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">ル 食品を保管する倉庫その他の設備を設ける場合においては、臭気が当該設備から漏れない構造のものとする。</Sentence> <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">（1） ボイラーを設ける場合においては、遮音上有効な機能を有する専用室に設けること。ただし、ボイラーの周囲に当該専用室と遮音上同等以上の効果のある遮音壁を設ける場合においては、この限りでない。</Sentence> </TableColumn> </TableRow> <TableRow> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 令第百三十条第二項第三号に掲げる建築物</Sentence> </TableColumn> <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid"> <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ 敷地は、幅員六メートル以上の道路に接するものとする。</Sentence> <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ 作業場の床面積は、次の（1）又は（2）に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める面積以内とすること。</Sentence> <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">（1） 第一種住居地域及び第二種住居地域 百五十平方メートル</Sentence> <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">（2） 準住居地域 三百平方メートル</Sentence> <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ハ 敷地の自動車の主要な出入口は、イの道路に接するものとし、かつ、その幅は、八メートル以上とすること。</Sentence> <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ニ 作業場の主要な出入口は、イの道路に面するものとする。</Sentence> </TableColumn> </TableRow>
--

現在、“イ、ロ”及び“（１）、（２）”が並列に記載されている箇所を、“UnOrderedList”要素、及び“List”要素を用いて表現。

上位階層となる“イ、ロ”と下位階層となる“（１）、（２）”を入れ子構造で表記することで、データを取得する際に階層構造となっていることが明確化。

これにより、データ利活用時の誤認を防ぐことが可能になると考えられる。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの階層構造が明確化
作業性	法案作成者 データ整備者
	作業負担にはならない
	“UnOrderedList”要素や“List”要素での表記など、現在のXMLデータを修正する負荷が生じる

■ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426CO0000000074_20231016_505CO0000000300

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">月数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">〇月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">七月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">七、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">八、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">月数</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0" data-unit="月">〇月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0" data-unit="円">〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="1" data-unit="月">一月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="100" data-unit="円">一、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="2" data-unit="月">二月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="200" data-unit="円">二、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="3" data-unit="月">三月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="300" data-unit="円">三、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="4" data-unit="月">四月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="400" data-unit="円">四、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="5" data-unit="月">五月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="500" data-unit="円">五、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="6" data-unit="月">六月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="600" data-unit="円">六、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="7" data-unit="月">七月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="700" data-unit="円">七、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="8" data-unit="月">八月</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="800" data-unit="円">八、〇〇円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

“Sentence”要素に“data-content”属性と“data-unit”属性を追加で定義。
“Sentence”要素に“data-content”属性が含まれている場合、データ活用の際(JSON形式)は“Sentence”要素の内容でなく、“data-content”属性の値が利用される。“Sentence”要素に“data-unit”属性が含まれている場合、データ活用の際(JSON形式)に単位の情報も取得できるようになる。
これにより、表示上は漢数字等で記載されていても、データ活用時は機械可読に適した状態でデータを取得することが可能になる。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの値と単位が明確化
作業性	法案作成者 データ整備者 作業負担にはならない “data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記する必要があるため作業負担が生じる

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405C00000000282_20191216_501C00000000183

別表第四（第十五条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千円	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円
六	法第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千八百円	三万九千九百元
七	法第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円
八	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	法第十五条第五項において準用する法第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千七百円
十	法第十六条において準用する法第十四条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

【現行のe-GOVでの表示】

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千円	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円
六	法第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千四百円	三万九千九百元
七	法第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円
八	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	法第十五条第五項において準用する法第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千七百円
十	法第十六条において準用する法第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

【改善案を実装した場合の表示】

15 平成 16 年 3 月 24 日 水曜日 官 報 (号外第 61 号)

第二十條 特定の消費財等の設置に關する法律施行令（昭和五十四年政令第百三十三號）の一部を次のように改正す。

第一條の表の二の四を改正す。

第二條の表の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百を「一万円」を「二千三百円」を「二千六百四十円」を「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表の次の一項を加ふる。

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成四年法律第五十号）第三條第三項の規定による規定に規定する電子情報処理組織を使用し申請を行ふ場合における前項の規定の適用については、同項の表の「三千四百円」とあるのは「二千八百五十円」と、「二千二百円」とあるのは「二千五百円」とする。

第二十條 エレクトロニクスの使用の合理化に關する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）の一部を次のように改正す。

第一條の表の二「一万五千五百円」を「二万八千六百四十円」に、「五千円」を「四千八百円」、電子申請「行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成四年法律第五十号）第三條第三項の規定による規定に規定する電子情報処理組織を使用して行ふ申請をいう。以下同じ。」による場合にあつては、「三千九百五十円」に「二千七百円」を「三千五百円」、電子申請による場合にあつては、「二千五百五十円」に「二千七百円」を「二千一百五十円」、電子申請による場合にあつては、「一千四百円」に改める。

第二十條 郵便料金及鑑定費用法附屬手数料令の一部改正

本表中「規定より」の下に「次の表の上欄に掲げる料率」を加へ、次の表の右の欄を「同表の上欄に定める額（電子申請等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成十四年法律第五十号）第三條第三項の規定による規定に規定する電子情報処理組織を活用して行ふ法律上の行為に規定する申請をいふ。以下同じ。）による場合には、同表の上欄に定める額に改め、本欄の表を次のように改める。

納付すべき者	金額	電子申請等による場合における金額
一 法第四條第三項の許可の申請をする者	一件につき 二十万三千二百円	一件につき 十九万七千七百円
イ 探査の事業	一件につき 二十八万九千三百円	一件につき 二十八万三千八百円
二 法第十三條第一項又は第二項の規定による届出をする者	一件につき 八千三百円	一件につき 七千二百円
三 法第十四條第一項の許可の申請をする者	一件につき 八千三百円	一件につき 七千二百円
イ 探査の事業を行う期間の変更	一件につき 一万三千三百円	一件につき 一万五千五百円
(1) 探査の事業	一件につき 十九万九千八百円	一件につき 十九万三千三百円
(2) 探鉱の事業	一件につき 十九万九千八百円	一件につき 十九万三千四百円
ロ 区域位置及び面積の決定	一件につき 十九万九千八百円	一件につき 十九万三千三百円
(1) 探査の事業	一件につき 十九万九千八百円	一件につき 十九万三千三百円

		② 授給の事業		③ 授給の事業	
四	法律第八十八条第一項又は第二項の認可の申請をする者	一件につき 二十八万三千五百円	一件につき 二十七万八千円		
イ	調査の事業	一件につき 十五万三千円	一件につき 一十六万七千六百円		
ロ	授給の事業	一件につき 十七万三千円	一件につき 一十六万七千五百円		

(前掲に規定に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正)

第二十千四條 商標法に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四十年政令第四十五号)の二の部を次のように改正する。

第九千中「二十万四千八百円」を「二十一万九千九百円」(行政手続法における情報通信の技術の利に關する法律「平成四十四年法律第百五十三号」第三十三条第一項の規定により同項に規定する「電子情報処理機構」を使用して申請を行う場合にあつては、十八千円)に改める。

第九千中「特許情報に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正」

第二十千五條 特許情報に係る事業の規制に関する法律施行令(平成五十年政令第七十八号)の二の部を次のように改正する。

第七千中「十二千七百円」を「十三万四千五百円」(行政手続法における情報通信の技術の利に關する法律「平成四十四年法律第百五十三号」第三十三条第一項の規定により同項に規定する「電子情報処理機構」を使用して申請を行う場合にあつては、十一万四千四百円)に改める。

(特許手続法に關する法律施行令の一部改正)

第二十千六條 特定有価証券等の輸出入等の規制に関する法律施行令(平成五十年政令第百八十三号)の二の部を次のように改正する。

第六千中「規定により」の下に「(別表第四の上欄に掲げる者が)を加へ(別表第四のとおり)」(同中の申請に定まる金額)を「申請の行政手続における情報通信の技術の利に關する法律「平成四十四年法律第百五十三号」第三十三条第一項の規定により同項に規定する「電子情報処理機構」を使用して行へ申請をいふ。以下同じ)とする場合にあつては、同表の下欄に定まる金額)に改める。

別表第四(第六千表改正)

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合に 電子申請金額
一	輸出移動郵便物の交付を受ける者とする	一万二千円	一万六千円
二	輸着移動郵便物の再交付を受ける者とする	九千七百円	八千三百円
三	輸着移動郵便物の交付を受ける者とする	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸着移動郵便物の再交付を受ける者とする	九千七百円	八千三百円
五	輸着移動郵便物の再受取を受ける者とする	一万七千五百円	一万五千七百円

【官報上での表示】

■ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405CO0000000282_20191216_501CO0000000183

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence/>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>納付しなければならない者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>電子申請による場合における金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸出移動書類の交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>一万二千円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>一万六千円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>二</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸出移動書類の再交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>九千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>八千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>三</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>一万八千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>一万五千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>四</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の再交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>九千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>八千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>五</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の書換えを受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence/>
      </TableColumn>
      <TableColumn type="header:column">
        <Sentence>納付しなければならない者</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn type="header:column">
        <Sentence>金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn type="header:column">
        <Sentence>電子申請による場合における金額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸出移動書類の交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="12000" data-unit="円">一万二千円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="16000" data-unit="円">一万六千円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>二</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸出移動書類の再交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="9700" data-unit="円">九千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="8300" data-unit="円">八千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>三</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="16700" data-unit="円">一万六千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="15300" data-unit="円">一万五千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>四</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の再交付を受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="9700" data-unit="円">九千七百円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence data-content="8300" data-unit="円">八千三百円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn>
        <Sentence>五</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn>
        <Sentence>輸入移動書類の書換えを受けようとする者</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

- “Sentence”要素に“data-content”属性と“data-unit”属性を追加で定義。
- “Sentence”要素に“data-content”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)は“Sentence”要素の内容でなく、“data-content”属性の値が利用される。
- “Sentence”要素に“data-unit”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)に単位の情報も取得できるようになる

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの値と単位が明確化
作業性	法案作成者 作業負荷にはならない
	データ整備者 “data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記する必要があるため作業負荷が生じる

株式会社日本政策金融公庫法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000057

表中のデータが値と単位が一緒になって記載されており、表によっては異なる単位が混在しているケースもあるため、そのままでは利活用が難しい。

別表第四（第十二条関係）

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一 別表第一第八号に掲げる資金			
1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 七 分	二十五年	十年
2 果樹の植栽に必要な資金	年 八 分	二十五年	十年
3 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの	年 五 分	二十年	三年
4 造林に必要な資金	年 七 分	三十五年	二十年
5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年 五 分	三十年	三十年
6 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 八 分	二十年	三年

【現行のe-GOVでの表示】

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 七 分	二十五年	十年
2 果樹の植栽に必要な資金	年 八 分	二十五年	十年
3 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの	年 五 分	二十年	三年
4 造林に必要な資金	年 七 分	三十五年	二十年
5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年 五 分	三十年	三十年
6 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 八 分	二十年	三年
一 別表第一第八号に掲げる資金			
7 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの	年 五 分五厘	二十年	二十年
8 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年 七 分	二十年	三年
9 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金	年 八 分	十八年	三年

【改善案を実装した場合の表示】

平成 19 年 5 月 25 日 金曜日 官 報 (号外第 107 号) 22			
貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一 別表第一第八号に掲げる資金			
1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 七 分	二十五年	十年
2 果樹の植栽に必要な資金	年 八 分	二十五年	十年
3 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの	年 五 分	二十年	三年
4 造林に必要な資金	年 七 分	三十五年	二十年
5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年 五 分	三十年	三十年
6 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 八 分	二十年	三年
二 別表第一第九号に掲げる資金			
1 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの	年 五 分五厘	二十年	二十年
三 別表第一第十号に掲げる資金			
1 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年 七 分	二十年	三年
2 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金	年 八 分	十八年	三年

【官報上での表示】

■ 株式会社日本政策金融公庫法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000057

現行の法令XMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">貸付金の種類</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">利率</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">償還期限</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">据置期間</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">― 別表第一第八号に掲げる資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2 果樹の植栽に必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">3 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">4 造林に必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>

```

改善案を適用したXMLデータ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" filltype="first" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">貸付金の種類</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">利率</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">償還期限</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">据置期間</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid" rowspan="13">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">― 別表第一第八号に掲げる資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="10" data-unit="年">十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="25" data-unit="年">二十五年</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2 果樹の植栽に必要な資金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">―
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="25" data-unit="年">二十五年</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="10" data-unit="年">十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="20" data-unit="年">二十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="3" data-unit="年">三年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="35" data-unit="年">三十五年</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="20" data-unit="年">二十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="20" data-unit="年">二十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="20" data-unit="年">二十年</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="20" data-unit="年">二十年</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>

```

“Sentence”要素に“data-content”属性と“data-unit”属性を追加で定義。

“Sentence”要素に“data-content”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)は“Sentence”要素の内容でなく、“data-content”属性の値が利用される。

“Sentence”要素に“data-unit”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)に単位の情報も取得できるようになる

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの値と単位が明確化
作業性	法案作成者 データ整備者 作業負荷にはならない “data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記する必要があるため作業負荷が生じる

■一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000125_20230401_504AC0000000081

表中の数値データが全角で記載されているケースが多く、データ利活用の視点からは半角数字のほうが活用しやすい。

(給与に関する特例)

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を

号俸	俸給月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

【現行のe-GOVでの表示】

号俸	俸給月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

【改善案を実装した場合の表示】

3 平成12年11月27日 月曜日 官 報 (号外第240号)

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年十一月二十七日

内閣総理大臣 森 嘉朗

法律第二十号

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」

第一条 この法律は、「一般職の職員について、専門的な知識経験を有する者は、当該専門的な知識経験を有する者として任用を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一条に規定する「一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める職員を除く)」をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律において「各庁の長」とは、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という。第七十二条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

(任用を定めた採用)

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験を有する者として任用を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という)は、任用を定めて採用された職員(以下「一般職の職員」という)と同等の待遇を受けるものとする。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者として任用を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という)は、任用を定めて採用された職員(以下「一般職の職員」という)と同等の待遇を受けるものとする。

3 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者として任用を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という)は、任用を定めて採用された職員(以下「一般職の職員」という)と同等の待遇を受けるものとする。

(給与に関する特例)

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という)には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	418,000
2	472,000
3	531,000
4	605,000
5	691,000
6	807,000
7	943,000

【官報上での表示】

■一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000125_20230401_504AC0000000081

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">号俸</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">380,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">427,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">3</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">477,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">4</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">539,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">5</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">615,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">6</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">718,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">7</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">839,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">号俸</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">俸給月額</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="380000" data-unit="円">380,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">2</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="427000" data-unit="円">427,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">3</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="477000" data-unit="円">477,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">4</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="539000" data-unit="円">539,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">5</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="615000" data-unit="円">615,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">6</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="718000" data-unit="円">718,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">7</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="839000" data-unit="円">839,000</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

“Sentence”要素に“data-content”属性と“data-unit”属性を追加で定義。

“Sentence”要素に“data-content”属性や“data-unit”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)は“Sentence”要素の内容でなく、“data-content”属性の値(数値)や“data-unit”の値(単位)が利用される。

法令編集エディタで入力値の制限機能を有するのであれば、半角統一にするのが望ましい。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの値と単位が明確化
作業性	法案作成者 作業負荷にはならない
	データ整備者 “data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記する必要があるため作業負荷が生じる

■住宅の品質確保の促進等に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000081

“備考”が表中に記載され、XMLデータ上も表の値として記載されているため、データを利活用する際に“備考”の内容が誤って値として認識されてしまう。

別表（第九条、第十三条関係）

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計
備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。		

【現行のe-GOVでの表示】

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計
備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。		

【改善案を実装した場合の表示】

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計
備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。		

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計
備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。		

【官報上での表示】

■住宅の品質確保の促進等に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000081

▼<TableStruct>
▼<Table WritingMode="vertical">
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">評価員</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">数</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 第七条第二項第一号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一般建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 第七条第二項第二号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 第七条第二項第三号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="3">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">備考</Sentence>
<Sentence Num="2" WritingMode="vertical">この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
</TableStruct>

現行の法令XMLデータ

▼<TableStruct>
▼<Table WritingMode="vertical">
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">評価員</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">数</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 第七条第二項第一号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一般建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 第七条第二項第二号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 第七条第二項第三号に掲げる住宅</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者</Sentence>
</TableColumn>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
▼<TableRow>
▼<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="3">
▼<Remarks>
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical">備考</Sentence>
<Sentence Num="2" WritingMode="vertical">この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合においては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。</Sentence>
</Remarks>
</TableColumn>
</TableRow>
</TableStruct>

改善案を適用したXMLデータ

現在のXMLスキーマにある、“Remarks”属性を活用して備考の内容を明確化。
但し、備考の内容が当該表のどこの表記に関連するものなのかをデータ上に紐づけることは、作業負荷の観点から難しいため行わない。

将来的には、備考が表のどこの表記に関連するのか、特定しやすいように書かれ、データ上も紐づいていることが望ましい。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データの値と備考が明確化
作業性	法案作成者 作業負荷にはならない
	データ整備者 “Remarks”要素の追記が必要

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326CO0000000215>

千葉		千葉
東京 神奈川	}	京浜
神奈川		

東京 神奈川	}	京浜
神奈川		横須賀

[illegible]

52

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326C00000000215>

改善案を適用したXMLデータ

[illegible]

“ ”などの記号は機械可読（それが何を意味しているのかの判断）が難しいので、表中の表現（値）として使わず、同じ値が入るところは欄の結合で表現する（原則）か、省略せずに全ての欄に記入する（例外）ほうが望ましいと考えられる。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		データ取得が可能
作業性	法案作成者	作業負荷にはならない
	データ整備者	“UnOrderedList”要素や“List”要素の追記が必要

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000073>

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺贈に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条（法定相続分）及び第九百一条（代襲相続人の相続分）の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、一人で受ける場合又はない場合は、当該控除した残額）につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

【現行のe-GOVでの表示】

【改善案を実装した場合の表示】

【官報上での表示】

■相続税法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000073

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千万円を超え三千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三千万円を超え五千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の二十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五千万円を超え一億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の三十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一億円を超え二億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の四十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二億円を超え三億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の四十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三億円を超え六億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の五十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六億円を超える金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の五十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn Display="none" type="header:column">
        <Sentence>金額の区分</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn Display="none" type="header:column">
        <Sentence>税率</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千万円を超え三千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三千万円を超え五千万円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の二十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五千万円を超え一億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の三十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一億円を超え二億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の四十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二億円を超え三億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の四十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三億円を超え六億円以下の金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の五十</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">六億円を超える金額</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">百分の五十五</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

ただし、官報上では項目がないので、表示（HTML）上では項目が表示されないように“Display”属性を使って制御（“Display=none”の時は表示しない）するなどの対応が必要になる。

視認性	官報に近い表示が可能	
機械可読性	項目を付与することで“値”の指定（番地指定）が可能	
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	“TableColumn”要素に“type”属性の追記や、項目を非表示にさせるための“Display”属性などの追記が必要

■使用済自動車の再資源化等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000087>

表に項目（見出し）がないため（条文中には記載されているが）、データ利活用時に各項目の値が何を意味しているのかが不明になり、データ利活用が難しくなる。

第七十三条 自動車（第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車に最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあつては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存在しない場合又は当該自動車製造業者等を確知することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」という。）にあつては、指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車	第三十四条第一項第一号に定める料金	第百八条第一項第一号に定める料金
二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金
三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第三号に定める料金
四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車	第三十四条第一項各号に定める料金	第百八条第一項各号に定める料金

【現行のe-GOVでの表示】

一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車	第三十四条第一項第一号に定める料金	第百八条第一項第一号に定める料金
二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金
三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第三号に定める料金
四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車	第三十四条第一項各号に定める料金	第百八条第一項各号に定める料金

【改善案を実装した場合の表示】

第四号 再資源化等料金等

（再資源化等預託金等の預託義務）

第七十三条 自動車（第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車に最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあつては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存在しない場合又は当該自動車製造業者等を確知することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」という。）にあつては、指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車	第三十四条第一項第一号に定める料金	第百八条第一項第一号に定める料金
二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金
三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金	第百八条第一項第一号及び第三号に定める料金
四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車	第三十四条第一項各号に定める料金	第百八条第一項各号に定める料金

2

自動車の所有者は、当該自動車があるときに規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けるとき、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合は、当該自動車を使用済みの品として引取られ、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載しない場合は、当該自動車を使用済みの品として引取られ、引取等と同等とみなす。それぞれ当該自動車に規定する料金に相当する額の金銭を、当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理法人に対し追加して預託しなければならない。

3

一 指定回収物品として、当該自動車に係る第三十四条第一項第一号に定める料金（製造業者不存在の場合）であつては、第百八条第一項第一号に定める料金
二 特定エアコンディショナーとして、当該自動車に係る第三十四条第一項第二号に定める料金（製造業者不存在の場合）であつては、第百八条第一項第二号に定める料金
三 自動車（道路運送車両法第四条第一項第五号に規定する交付の用紙がないことその他の理由により、自動車登録ファイルへの登録（当該自動車に規定する車両番号の指定を受けること）を要しない自動車）に限る。以下この項において同じ。の所有者は、当該自動車を使用済みの品として引取るときに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

【官報上での表示】

■使用済自動車の再資源化等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000087>

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号及び第三号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項各号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項各号に定める料金</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
</TableStruct>
```

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn Display="none" type="header:column">当該自動車 </TableColumn>
      <TableColumn Display="none" type="header:column">次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金 </TableColumn>
      <TableColumn Display="none" type="header:column">指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金 </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項第一号及び第三号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三十四条第一項各号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第百八条第一項各号に定める料金</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

ただし、官報上では項目がないので、表示（HTML）上では項目が表示されないように“Display”属性を使って制御（“Display=none”の時は表示しない）するなどの対応が必要になる。

別表については、表の内容を定めている本則の規定と離れているため、内容を理解しやすいよう、原則、項目名をつけるほうが望ましい。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	項目を付与することで“値”の指定（番地指定）が可能
作業性	法案作成者 データ整備者
	作業負荷にはならない “TableColumn”要素に“type”属性の追記や、項目を非表示にさせるための“Display”属性などの追記が必要

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000400043>

第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の経済産業省令で定めるものは、電気エネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を、当該電気事業者又は当該電気事業者から委託を受けた第三者が回収し、及び貯蔵（外国において貯蔵する場合を含む。）する措置（これに相当する措置を含む。）をいう。その際、電気のエネルギー源として利用された化石燃料の量（当該燃料の区分に応じ、次の表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメカジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料のメカジュール当たりの発熱量に等しい排出された二酸化炭素の量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる二酸化炭素の量に対する貯蔵した二酸化炭素の量の割合を、当該化石燃料をエネルギー源として発生させた電気の量に乘じたものを、非化石電源（法第二条第四項に規定するエネルギー源の環境適合利用を行う電源をいう。第四条第二号において同じ。）に係る電気に相当するものとする。ただし、化石燃料を混焼している場合は、燃料種ごとに算定したものを合算する。

【現行のe-GOVでの表示】

【改善案を実装した場合の表示】

【官報上での表示】

■エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=422M60000400043>

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">原油</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">リットル</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十八・三</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">十九・〇</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一般炭</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">キログラム</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二十六・一</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二十四・三</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">LNG</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">キログラム</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五十四・七</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">十三・九</Sentence>
    </TableColumn>
  </Table>
</TableStruct>
```

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableColumn Display="none" type="header:column">電気のエネルギー源として利用された化石燃料の区分</TableColumn>
    <TableColumn Display="none" type="header:column">電気のエネルギー源として利用された化石燃料の量の単位</TableColumn>
    <TableColumn Display="none" type="header:column">係数1</TableColumn>
    <TableColumn Display="none" type="header:column">係数2</TableColumn>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">原油</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">リットル</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三十八・三</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">十九・〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一般炭</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">キログラム</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二十六・一</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">二十四・三</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">LNG</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">キログラム</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五十四・七</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">十三・九</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

ただし、官報上では項目がないので、表示（HTML）上では項目が表示されないように“Display”属性を使って制御（“Display=none”の時は表示しない）するなどの対応が必要になる。

別表については、表の内容を定めている本則の規定と離れているため、内容を理解しやすいよう、原則、項目名をつけるほうが望ましい。

本則の表については、4欄以上ある表の場合は、欄を特定しやすいよう項目名をつけるほうが望ましい。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	項目を付与することで“値”の指定（番地指定）が可能
作業性	法案作成者 作業負荷にはならない
	データ整備者 “TableColumn”要素に“type”属性の追記や、項目を非表示にさせるための“Display”属性などの追記が必要

■地方自治法施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322CO0000000016

表の中に単位が値として記載されているため、データ活用時に記載された単位を値として処理してしまう可能性がある。

別表第三（第二百一十一条の二の二関係）

工事又は製造の請負	都道府県	千円 五〇〇、〇〇〇
	指定都市	三〇〇、〇〇〇
	市（指定都市を除く。次表において同じ。）	一五〇、〇〇〇
	町村	五〇、〇〇〇

【現行のe-GOVでの表示】

工事又は製造の請負	都道府県	千円五〇〇、〇〇〇
	指定都市	三〇〇、〇〇〇
	市（指定都市を除く。次表において同じ。）	一五〇、〇〇〇
	町村	五〇、〇〇〇

【改善案を実装した場合の表示】

昭和38年8月15日 太曜日 官 報 第10999号 10

徴収金（次条において損害賠償金等）といふに係る債権は、徴収すべきものとす。

（免除）

第七十一條の七、普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後に、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同条に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基つて当該履行延期の特約をしたものについて適用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合には、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

第九節 住民による監査請求

（住民による監査請求）

第七十二條 地方自治法第二百四十二條第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨（千字以内）を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

2 前項の規定による請求書は、自治省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

第十節 雑則

（法人の経営状況を説明する書類）

第七十三條 地方自治法第二百十三條第三項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

（普通地方公共団体の規則への委任）

第七十三條の二 この政令及びこれに基づく自治省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に關し必要な事項は、規則でこれを定める。

第七十四條 本令中「地方自治法第二百二十七條の借入金を除く外」を附り、「利息の定率」を「利率」に改め、

第七十四條の二 第六十一項中「昭和二十二年法律第六十四号」を附。

第七十四條の三 第二十九項中「昭和二十五年法律第四十四号」を附。

第七十四條の四 第四十五項中「出納その他の会計事務並びに指定都市の市長及び市長その他の指定都市の吏員並びに指定都市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、監査委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員及び区の選挙管理委員会その他の機関に属する員、他の地方公共団体その他の公共団体の事務に關する出納その他のものを附。

第七十四條の五 第四十六項を次のように改め、第七十四條の四十六を次のように改め、補助させるために区出納員その他の区会計職員を置くことができる。

区出納員は指定都市の吏員のうちから、その他の区会計職員は指定都市の吏員その他の職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

区出納員は、区収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の区会計職員は、上司の命を受け、当該区に係る会計事務をつかさどり、

指定都市の市長は、区収入役をして、その事務の一部を区出納員に委任させ、又は並置区出納員をして、その並置委任を受けた事務の一部を区出納員以外の区会計職員に委任させることができる。

前条第二項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七十八條 第一項中「第二百十三條第六項」、「第二百四十一條の三乃至第二百四十一條の七」若しくは同法第二百四十一條第四項の規定による賛否の投票」を附。

は、保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の区会計職員は、上司の命を受け、当該区に係る会計事務をつかさどり、

指定都市の市長は、区収入役をして、その事務の一部を区出納員に委任させ、又は並置区出納員をして、その並置委任を受けた事務の一部を区出納員以外の区会計職員に委任させることができる。

前条第二項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七十八條 第一項中「第二百十三條第六項」、「第二百四十一條の三乃至第二百四十一條の七」若しくは同法第二百四十一條第四項の規定による賛否の投票」を附。

第九節 雑則

（施行期日及び適用区分）

第一條 この政令中計算の調整に關する改正規定は昭和三十一年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法施行令（以下新令といふ）の規定中計算の調整及び決算に係る部分は、昭和三十一年度の予算及び決算から適用する。

（地方自治法第九十五條第三項ただし書の市を指定する政令の廃止）

第二條 地方自治法第九十五條第三項ただし書の市を指定する政令（昭和三十三年政令第三十七号）は、廢止する。

第九十九條中「第二百十三條第四項及び」を附。

第二百十三條の三 中「第二百五十五條の三及び第二百五十五條の四を第二百五十五條の四及び第二百五十五條の五に」、「第二百四十三條第二項から第四項まで」を「第二百四十三條第三項」に改め、

第二百四十八條の二 第一項中「營造物」を「公の施設」に改め、

第二百四十九條中「第二百十三條乃至第二百四十三條を第一編第五章に改め、

附則第七條中「第二百五十一條に定めるものの外」を附り、「ついで」を「ついで」に、「（第一編内において、規則で定めるところによりを範圍内に限りに改め、

附則の次に別表第一及び別表第二として次のように加ふる。

別表第二

工事又は製造の請負

都道府県 一〇〇、〇〇〇

指定都市 六〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 三〇、〇〇〇

町村 一〇、〇〇〇

別表第三

都道府県 七〇、〇〇〇

指定都市 四〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 二〇、〇〇〇

町村 七、〇〇〇

第二百九十條中「第二百十三條第四項及び」を附。

第二百十條の三 中「第二百五十五條の三及び第二百五十五條の四を第二百五十五條の四及び第二百五十五條の五に」、「第二百四十三條第二項から第四項まで」を「第二百四十三條第三項」に改め、

第二百四十八條の二 第一項中「營造物」を「公の施設」に改め、

第二百四十九條中「第二百十三條乃至第二百四十三條を第一編第五章に改め、

附則第七條中「第二百五十一條に定めるものの外」を附り、「ついで」を「ついで」に、「（第一編内において、規則で定めるところによりを範圍内に限りに改め、

附則の次に別表第一及び別表第二として次のように加ふる。

別表第二

工事又は製造の請負

都道府県 一〇〇、〇〇〇

指定都市 六〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 三〇、〇〇〇

町村 一〇、〇〇〇

別表第三

都道府県 七〇、〇〇〇

指定都市 四〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 二〇、〇〇〇

町村 七、〇〇〇

別表第四

都道府県 七〇、〇〇〇

指定都市 四〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 二〇、〇〇〇

町村 七、〇〇〇

別表第五

都道府県 七〇、〇〇〇

指定都市 四〇、〇〇〇

市（指定都市を除く。次表において同じ。） 二〇、〇〇〇

町村 七、〇〇〇

■ 地方自治法施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322CO0000000016>

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="4">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">工事又は製造の請負</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">都道府県</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">五〇〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">指定都市</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">三〇〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">町村</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">五〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" rowspan="4" type="header:row">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">工事又は製造の請負</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid" type="header:row">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">都道府県</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">千円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="2" WritingMode="vertical" data-content="500000" data-unit="円">五〇〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid" type="header:row">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">指定都市</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="300000" data-unit="円">三〇〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="150000000" data-unit="円">一五〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid" type="header:row">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">町村</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"/>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="50000000" data-unit="円">五〇, 〇〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

“TableColumn”要素にカラムがヘッダーであることを表すために“type”属性を定義。
“data-content”属性、“data-unit”属性を用いて、記載されている数値情報を明確化。

数値と単位を続けて表記することを原則としつつ、煩雑になる場合は、表の冒頭に掲げる方法や、欄中に掲げる方法も可とするほうが望ましい。
但し、表外に掲げるのは不可とすべき。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	項目、及びデータの値と単位が明確化
作業性	法案作成者 作業負担にはならない
	データ整備者 “data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記するため作業負担が生じる

■昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=342AC0000000104>

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">昭和四十年法律第一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">仮定俸給</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">円</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">円</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">八、六〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、四八〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">八、八三〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、七二〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、〇四〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、九五〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、三三〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、二七〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、五一〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、四六〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">九、八四〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、八三〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、三二〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一一、三五〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、八二〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical">一〇、八二〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>

```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence WritingMode="vertical">昭和四十年法律第一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence WritingMode="vertical">仮定俸給</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="8600" data-unit="円">八、六〇〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9480" data-unit="円">九、四八〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="8830" data-unit="円">八、八三〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9720" data-unit="円">九、七二〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9040" data-unit="円">九、〇四〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9950" data-unit="円">九、九五〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9330" data-unit="円">九、三三〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10270" data-unit="円">一〇、二七〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9510" data-unit="円">九、五一〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10460" data-unit="円">一〇、四六〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="9840" data-unit="円">九、八四〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10830" data-unit="円">一〇、八三〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10320" data-unit="円">一〇、三二〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="11350" data-unit="円">一一、三五〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10820" data-unit="円">一〇、八二〇</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence WritingMode="vertical" data-content="10820" data-unit="円">一〇、八二〇</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>

```

“TableColumn”要素にカラムがヘッダーであることを表すために“type”属性を定義。

“data-content”属性、“data-unit”属性を用いて、記載されている数値情報を明確化。

単位については“data-unit”属性で記述してあるため、項目直下の「円」はデータ利活用時は使わない想定となる。ただし「円」というデータ自体は一旦取得することになるので、このデータを除去するひと手間がかかるが、データ利活用可能なデータとなる。

視認性	官報に近い表示が可能	
機械可読性	データの値と単位が明確化されるが、項目直下の「円」が不要データとなるため、「円」をデータ上処理する手間が必要となる	
作業性	法案作成者	作業負荷にはならない
	データ整備者	“data-content”属性や“data-unit”属性、及びそれぞれの値を追記する必要があるため作業負荷が生じる

■消防法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186

複数の情報が表中に列記されている場合、現在のXMLデータだと、データを見る限り単なる列挙なのか順序のある列挙なのかが分からない。

別表第一（第二条、第十条、第十一条の四関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類
		二 過塩素酸塩類
		三 無機過酸化物
		四 亜塩素酸塩類
		五 臭素酸塩類
		六 硝酸塩類
		七 よう素酸塩類
		八 過マンガン酸塩類
		九 重クロム酸塩類
		十 その他のもので政令で定めるもの
		十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん
		二 赤りん
		三 硫黄
		四 鉄粉
		五 金属粉

【現在のe-GOVでの表示】

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類
		二 過塩素酸塩類
		三 無機過酸化物
		四 亜塩素酸塩類
		五 臭素酸塩類
		六 硝酸塩類
		七 よう素酸塩類
		八 過マンガン酸塩類
		九 重クロム酸塩類
		十 その他のもので政令で定めるもの
		十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん
		二 赤りん
		三 硫黄
		四 鉄粉
		五 金属粉

【改善案を実装した場合の表示】

昭和63年5月24日 火曜日

官 報

(号外第61号)

8

六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条に次の二項を加える。
市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。
一 第十一号の五第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第十二号の七第一項の規定に違反したとき。
三 第十三条第一項の規定に違反したとき。
四 第十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。
市町村長等は、第一項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
第十一号の五第一項中「当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理しなければならない」に改め、同条第二項中「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」を「危険物保安統括管理者」に改める。
第十三条第一項中「のうから危険物の保安の監督をする者」を「六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」から「危険物保安監督者」に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。
第十三条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」を削り、同条第五項を削る。
第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるとき認めるときは、第十二号の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。
第十四条の二に次の一項を加える。
第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。
第十六条の十中「準危険物」を「指定可燃物」に改める。
第十四条第二項第三号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項又は第二項」に、同項第四号中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。
第十四条第六号中第八号第二項の下に、第九号の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第十一号第六項を「第十一号の四第一項」の下に、第十二条の六を加える。
別表を次のように改める。

別表(第二表、第十表、第十二表の四開欄)

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁油性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及び有機アルカリ金属 七 有機金アルキル化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く) 八 金属の水素化合物 九 金属のりん化合物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類

【官報上での表示】

■ 消防法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186

現行の法令XMLデータ

```
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第二期</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">可燃性固体</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 硝化りん</Sentence>
    <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 赤りん</Sentence>
    <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 鉄粉</Sentence>
    <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 金属粉</Sentence>
    <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 マグネシウム</Sentence>
    <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 その他のもので政令で定めるもの</Sentence>
    <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</Sentence>
    <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">九 引火性固体</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第三期</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">自然発火性物質及び禁水性物質</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 カリウム</Sentence>
    <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 ナトリウム</Sentence>
    <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 アルカリ金属</Sentence>
    <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 アルカリ土類金属</Sentence>
    <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 黄りん</Sentence>
    <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属</Sentence>
    <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 有機金属化合物（アルカリ金属及びアルカリ土類金属を除く。）</Sentence>
    <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">八 金属の水素化物</Sentence>
    <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">九 金属のりん化合物</Sentence>
    <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物</Sentence>
    <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">十一 その他のもので政令で定めるもの</Sentence>
    <Sentence Num="12" WritingMode="vertical">十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第四期</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">引火性液体</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 特殊引火物</Sentence>
    <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 第一石油類</Sentence>
    <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 アルコール類</Sentence>
    <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 第二石油類</Sentence>
    <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 第三石油類</Sentence>
    <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 第四石油類</Sentence>
    <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 動植物油類</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
<TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">第五期</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">自己反応性物質</Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
    <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 有機過氧化物</Sentence>
    <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 硝酸エステル類</Sentence>
    <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 ニトロ化合物</Sentence>
    <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 ニトロ化合物</Sentence>
    <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 アゾ化合物</Sentence>
    <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 アゾ化合物</Sentence>
    <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 ペーラジンの誘導体</Sentence>
  </TableColumn>
</TableRow>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<List>
  <ListSentence>
    <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</Sentence>
  </ListSentence>
</List>
<List>
  <ListSentence>
    <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">九 引火性固体</Sentence>
  </ListSentence>
</List>
</UnorderedList>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <List>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 カリウム</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 ナトリウム</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 アルカリ金属</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 アルカリ土類金属</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 黄りん</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 有機金属化合物（アルカリ金属及びアルカリ土類金属を除く。）</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">八 金属の水素化物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">九 金属のりん化合物</Sentence>
    </ListSentence>
  </List>
</UnorderedList>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <List>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 特殊引火物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 第一石油類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 アルコール類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 第二石油類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 第三石油類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 第四石油類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 動植物油類</Sentence>
    </ListSentence>
  </List>
</UnorderedList>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <List>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">一 有機過氧化物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">二 硝酸エステル類</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">三 ニトロ化合物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">四 ニトロ化合物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">五 アゾ化合物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">六 アゾ化合物</Sentence>
    </ListSentence>
    <ListSentence>
      <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">七 ペーラジンの誘導体</Sentence>
    </ListSentence>
  </List>
</UnorderedList>
</TableColumn>
</TableRow>
```

現在項目とデータが区別されていないため、項目には“TableColumn”要素に“type”属性と、その値として“header:column”または“header:row”を追加することで、項目とデータが明確になる。

現状の“List”要素の定義が曖昧なため、列挙された複数データを表現するために“UnorderedList”要素を定義して表現。本来は“List”要素の定義を見直す必要があるものと考えられる。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	項目内に列挙された内容がリストになっていることが明確化
作業性	法案作成者 作業負担にはならない
	データ整備者 “UnorderedList”要素や“List”要素の追記が必要

■地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60000008109_20230728_505M60000008063

表中に省略表現として“同上”が使用されており、値の意味合いが不明になる。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等
	A B
補正指数が0. 20未満のもの	0. 6262 -0. 0221
同上0. 20以上0. 30未満のもの	0. 6437 -0. 0258
同上0. 30以上0. 40未満のもの	0. 7206 -0. 0497
同上0. 40以上0. 50未満のもの	4. 7583 -1. 6646
同上0. 50以上0. 60未満のもの	9. 2175 -3. 8938
同上0. 60以上0. 70未満のもの	22. 3752 -11. 7882
同上0. 70以上のもの	28. 1465 -15. 8274

【現行のe-GOVでの表示】

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等
	A B
補正指数が0. 20未満のもの	0. 6262 -0. 0221
同上0. 20以上0. 30未満のもの	0. 6437 -0. 0258
同上0. 30以上0. 40未満のもの	0. 7206 -0. 0497
同上0. 40以上0. 50未満のもの	4. 7583 -1. 6646
同上0. 50以上0. 60未満のもの	9. 2175 -3. 8938
同上0. 60以上0. 70未満のもの	22. 3752 -11. 7882
同上0. 70以上のもの	28. 1465 -15. 8274

【改善案を実装した場合の表示】

[illegible]

■ 地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60000008109_20230728_505M60000008063

現行の法令XMLデータ

```
<TableStruct>
  <TableStructTitle WritingMode="vertical">道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）</TableStructTitle>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">補正指数区分</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">率等</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">A</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">B</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">補正指数が0、2未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、6262</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、0221</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">同上0、20以上0、30未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、6437</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、0258</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">同上0、30以上0、40未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、7206</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">0、0497</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">同上0、40以上0、50未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">4、7583</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">1、6646</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">同上0、50以上0、60未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">9、2175</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">3、8938</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

改善案を適用したXMLデータ

```
<TableStruct>
  <TableStructTitle WritingMode="vertical">道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）</TableStructTitle>
  <Table WritingMode="vertical">
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">補正指数区分</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" colspan="2" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">率等</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">A</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="solid" type="header:column">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">B</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">補正指数が0、2未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.6262">0、6262</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.0221">0、0221</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="補正指数が0、20以上0、30未満のもの">同上0、20以上0、30未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.6437">0、6437</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.0258">0、0258</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="補正指数が0、30以上0、40未満のもの">同上0、30以上0、40未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.7206">0、7206</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="0.0497">0、0497</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="補正指数が0、40以上0、50未満のもの">同上0、40以上0、50未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="4.7583">4、7583</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="1.6646">1、6646</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="補正指数が0、50以上0、60未満のもの">同上0、50以上0、60未満のもの</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="9.2175">9、2175</Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical" data-content="3.8938">3、8938</Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
    <TableRow>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="solid" BorderRight="none" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
      <TableColumn BorderBottom="none" BorderLeft="none" BorderRight="solid" BorderTop="none">
        <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
      </TableColumn>
    </TableRow>
  </Table>
</TableStruct>
```

“Sentence”要素に“data-content”属性を追加で定義。

“Sentence”要素に“data-content”属性が含まれている場合、データ利活用の際(JSON形式)は“Sentence”要素の内容でなく、“data-content”属性の値が利用される。

この“data-content”属性の値に、省略表現で表されるデータを記載することで、利活用時は省略表現が明確化された状態でデータを取得することが可能になる。

視認性	官報に近い表示が可能
機械可読性	データ取得時に省略された内容が含まれた状態で取得が可能
作業性	法案作成者 データ整備者 作業負担にはならない
	“data-content”属性の追記、及び省略内容を記載する必要があるため作業負担が生じる

船舶等型式承認規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348M50000800050

表中に省略表現として“ ”が使用されており、値の意味合いが不明になる。

別表第一の二（第29条関係）

				型式承認（単位 円）	検定（単位 円）		
型式承認及び検定	小型船舶	旅客船		742,000	1隻につき	16,900	
		旅客船以外のもの		552,900	//	12,500	
	小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの		189,600	1隻につき	3,800	
		長さ3メートル以上5メートル未満のもの		295,100	//	7,500	
		長さ5メートル以上のもの		416,500	//	10,900	
	倉口蓋板	鋼製のもの	50平方メートル未満		132,100	1式につき	7,700
			50平方メートル以上100平方メートル未満		186,900	//	9,200
			100平方メートル以上200平方メートル未満		271,100	//	11,000
200平方メートル以上				355,200	//	14,300	
		木製のもの		132,100	1枚につき	180	
	倉口覆布			125,300	1枚につき	1,550	
	倉口覆布の布地			70,400	50メートル又はその端数につき	300	
	倉口覆布の防水布地			70,400	//	190	
	倉口覆布の防水剤			59,700	18リットル又はその端数につき	300	

【現行のe-GOVでの表示】

型式承認及び検定			型式承認（単位 円）	検定（単位 円）	
型式承認及び検定	小型船舶	旅客船	742,000	1隻につき	16,900
		旅客船以外のもの	552,900	〃	12,500
	小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	189,600	1隻につき	3,800
		長さ3メートル以上5メートル未満のもの	295,100	〃	7,500
		長さ5メートル以上のもの	416,500	〃	10,900
	倉口蓋がい板	鋼製のもの	50平方メートル未満	1式につき	7,700
			50平方メートル以上100平方メートル未満	〃	9,200

【改善案を実装した場合の表示】

113 平成 26 年 3 月 31 日 月曜日 官 報 (号外第 70 号)

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）
第二集 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十八年運輸省令第381号）
の一部を次のように改正する。
別表第四を次のように改める。

別表第四（第四十各関係）

	型式承認	検 定
ふん尿及び汚水処理装置	二四六、九〇〇円	一台につき
粉砕装置	一六〇、〇〇〇円	一台につき
オイルフェンス	二〇八、〇〇〇円	二十メートル又はその端数につき
油処理剤	九八、七〇〇円	容器又は包装一個につき
油吸着材	一七〇、七〇〇円	容器又は包装一個につき
油浮力化剤	一七〇、七〇〇円	容器又は包装一個につき
型式の変更の承認		一件につき
検定合格証明書の交付		一通につき
検定合格証明書の再交付		一通につき

別表第五を次のように改める。

別表第五（第四十各関係）

	型式承認	検 定
ふん尿及び汚水処理装置	二四六、七〇〇円	一台につき
粉砕装置	一五九、八〇〇円	一台につき
オイルフェンス	二〇七、八〇〇円	二十メートル又はその端数につき
油処理剤	九八、六〇〇円	容器又は包装一個につき
油吸着材	一七〇、五〇〇円	容器又は包装一個につき
油浮力化剤	一七〇、五〇〇円	容器又は包装一個につき
型式の変更の承認		一件につき
検定合格証明書の交付		一通につき
検定合格証明書の再交付		一通につき

（船舶等型式承認規則の一部改正）
第三集 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第51号）
の一部を次のように改正する。
別表第一（第一号の二、第三号関係）

別表第一（第一号の二、第三号関係）

品名	型式承認 （単位：円）	検 定 （単位：円）
小型船舶	742,000	1隻につき 16,900
旅客船	552,900	〃 12,500
旅客船以外のもの	189,600	1隻につき 3,800
長さ3メートル未満のもの	295,100	〃 7,500
長さ3メートル以上5メートル未満のもの	416,500	〃 10,900
長さ5メートル以上のもの	50平方メートル未満	1式につき 7,700
50平方メートル以上100平方メートル未満	〃 9,200	
100平方メートル以上200平方メートル未満	〃 11,000	
200平方メートル以上	〃 14,300	
倉口蓋板	125,300	1枚につき 1,550
倉口蓋板の防水布地	70,400	50メートル又はその端数につき 300
倉口蓋板の防水布地	70,400	〃 190
倉口蓋板の防水剤	59,700	18リットル又はその端数につき 300
倉口蓋板の防水剤	86,100	1個につき 380
不燃性材料	62,500	1個につき 1,000
防水剤	164,900	1個につき 1,300
防水剤の防水剤	76,500	1個につき 1,100
防水剤の防水剤	91,900	1個につき 2,600
防水剤の防水剤	77,400	1個につき 226
防水剤の防水剤	77,400	1個につき 226
防水剤の防水剤	77,400	1個につき 226
防水剤の防水剤	86,300	1個につき 235
防水剤の防水剤	295,100	1個につき 1,250
防水剤の防水剤	125,300	1個につき 800
防水剤の防水剤	294,200	1個につき 1,000
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189,200	1個につき 216
防水剤の防水剤	189	

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348M50000800050>

改善案を適用したXMLデータ

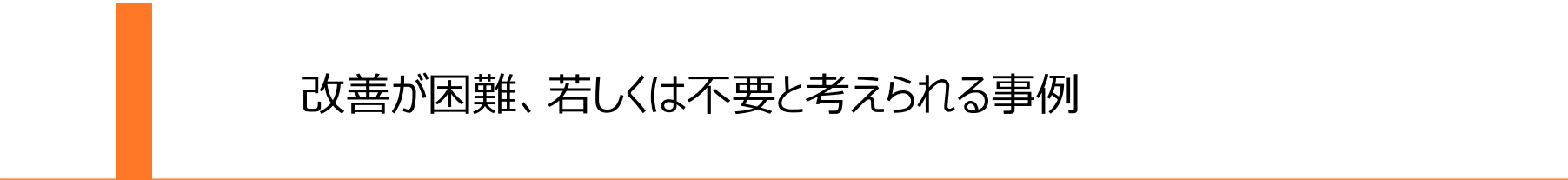
```

<TableStruct>
<Table WritingMode="vertical">
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="5">
      <Sentence WritingMode="vertical">改善案を適用した</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" type="header:column">
    <Sentence WritingMode="vertical">型式承認 (単位 円) </Sentence>
  </TableColumn>
  <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="2" type="header:column">
    <Sentence WritingMode="vertical">検定 (単位 円) </Sentence>
  </TableColumn>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" rowspan="7">
      <Sentence WritingMode="vertical">型式承認及び検定</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" rowspan="2">
      <Sentence WritingMode="vertical">小型船舶</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="3">
      <Sentence WritingMode="vertical">旅客船</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">742,000</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">1隻につき</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">16,900</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="3">
      <Sentence WritingMode="vertical">旅客船以外のもの</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">552,900</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical" data-content="1隻につき">1</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">12,500</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" rowspan="3">
      <Sentence WritingMode="vertical">小型船舶の船体</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="3">
      <Sentence WritingMode="vertical">長さ3メートル未満のもの</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">189,600</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">1隻につき</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">3,800</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="3">
      <Sentence WritingMode="vertical">長さ3メートル以上5メートル未満のもの</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">295,100</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical" data-content="1隻につき">1</Sentence>
    </TableColumn>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top">
      <Sentence WritingMode="vertical">7,500</Sentence>
    </TableColumn>
  </TableRow>
  <TableRow>
    <TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid" Valign="top" colspan="3">

```

表中「同右」「同上」「〃」などは原則使用せず、欄の結合で表現するか、文言を省略せずに明記するほうが望ましい。

視認性		官報に近い表示が可能
機械可読性		データ取得時に省略された内容が含まれた状態で取得が可能
作業性	法案作成者	作業負担にはならない
	データ整備者	“data-content”属性の追記、及び省略内容を記載する必要があるため作業負担が生じる



改善が困難、若しくは不要と考えられる事例

事例6：データ上、結合で表現するか、透明罫線で表現するか揺らぎがある

■復興庁設置法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=423AC0000000125>

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
		若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
		及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		、デジタル庁	、デジタル庁、復興庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
国家公務員退職金法（昭和二十四年法律第百十七号）	第二条第四号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	第五条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省を	、復興庁及び各省を
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
		及び各省	復興庁及び各省

【現行のe-GOVでの表示】

表作成時のルールとして、結合を表現する際には透明罫線を使用せずに結合することとし、表作成時には必ず罫線を使用することを明確にすることで解決可能と考えられる。

結合した場合には、結合の処理方法を用いることで、データ利活用可能な状態にすることができる。

事例8：条文自体を表形式（Table）を使って表現している

政治資金規正法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000194_20220617_504AC0000000068

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- 一 個人のする寄附
- 二 会社のする寄附

二十万円

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億円未満	千五百万円
十億円未満	七百五十万円

- 三 労働組合又は職員団体のする寄附
- 次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
五万人以上十万人未満	千五百万円
五万人未満	七百五十万円

- 四 前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附
- 次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

六千万円以上	三千万円
二千万円以上六千万円未満	千五百万円
二千万円未満	七百五十万円

【現在のe-GOVでの表示】

本事例では一～四の各号が“Table”によって表現されているが、「表」として内容を記述する意図があるものか、「表示上」“Table”を使って官報との整合性をとっているものか検討した場合、恐らく後者ではないかと考えられ、本来であれば条項の内容は、明らかに「表」として記載するものを除き、表示上の“Table”使用はやめるべきではないかと考えられる。

例えば、立法の際に、以下のように号か表かを区別しやすい条文にすることも考えられる。

- 号の場合は、項文で「次の各号」「次に掲げる」と示し、二文をシンプルにスペースで繋げる、号細分を設けるなど通常用いられる体裁とする
- 表の場合は、項文で「次の表」と示し、罫線を使用した表とする
- 複雑な場合は別表を新たに設ける

事例12：階層のある値を表の中で並列に記載している

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405CO0000000017>

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

表一

項	種名
第一 動物界	
一 鳥綱	
イ かも目	
(1) かも科	
1	Branta hutchinsii leucopareia (シジュウカラガン)
ロ ちどり目	
(1) うみすずめ科	
1	Fratercula cirrhata (エトビリカ)
2	Uria aalge inornata (ウミガラス)
(2) しぎ科	
1	Scolopax mira (アマミヤマシギ)
2	Tringa guttifer (カラフトアオアシシギ)
ハ こうのとり目	
(1) こうのとり科	
1	Ciconia boyciana (コウノトリ)
(2) とぎ科	

【現行のe-GOVでの表示】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(4)の1の項、3の項及び4の項、(5)並びに(7)並びにハ

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第二の二

三 別表第一の表二の第二の(2)、(4)の1の項、(6)、(8)、(12)、(13)、(17)及び(18)に掲げる種の種子

第四条第二号中「中欄」を「種名の欄」に、「下欄」を「適用日の欄」に改め、同条第三号ハ中「上欄」を「種名の欄」に、「中欄」を「個体群の欄」に、「下欄」を「個体等の欄」に改める。

第五条第二号中「ロクソンドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）」の項を「12の項及び13の項」に改める。

第五条の二第一号中「ぞう科の項」を「1の項」に改め、同条第二号中「うみがめ科の項」を「3の項」に改める。

第五条の五中「やう科の項」を「1の項」に、「僅少」を「僅少」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

項	種名
第一 動物界	
一 鳥綱	
イ かんかも目	
(1) かんかも科	
1	Branta canadensis leucopareia (シジュウカラガン)
ロ ちどり目	
(1) うみすずめ科	
1	Lunda cirrhata (エトビリカ)
2	Uria aalge inornata (ウミガラス)
(2) しぎ科	
1	Scolopax mira (アミヤマシギ)
2	Tringa guttifer (カラフトアオアシシギ)

【官報上での表示】

本事例は、項目及び値の関係が複雑な状態となっているため、官報上の表示をある程度維持したまま利活用可能なデータ化は困難であると判断。

事例15：表がPDFで外部ファイルになっている

登録検査等事業者等規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409M50001000076

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）



【現行のe-GOVでの表示】

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）
第一 無線従事者の資格及び員数

点検の種類	点検の項目
一 法第十条第二項の点検	イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任する場合に限る。） ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。） ホ 遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）
二 法第七十三条第四項の点検	イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任している場合に限る。） ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。） ホ 遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）

外部ファイルとしてPDFデータを添付するのではなく、普通に“Table”要素を使用してデータ化することにより解決可能と考えられる。
但し、何らかの理由によりPDFデータを添付している可能性も考えられる。
“Table”要素を使用してデータ化する際には、PDFの内容を、データ整備側がデータ化する必要があるため負荷が生じる。

事例19：表に記載されている値に単位が入っている

■ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000066>

別表（第三条、第十一条関係）

	区分	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の額の範囲
一	一以下の場合	二千万円以下
二	一を超え十以下の場合	二千万円を超え三千八百万円以下
三	十を超え五十以下の場合	三千八百万円を超え七千万円以下
四	五十を超え百以下の場合	七千万円を超え一億円以下
五	百を超え五百以下の場合	一億円を超え一億四千万円以下
六	五百を超え千以下の場合	一億四千万円を超え一億八千万円以下
七	千を超え五千以下の場合	一億八千万円を超え三億四千万円以下
八	五千を超え一万以下の場合	三億四千万円を超え四億四千万円以下
九	一万を超え二万以下の場合	四億四千万円を超え六億三千万円以下
十	二万を超え三万以下の場合	六億三千万円を超え八億千万円以下
十一	三万を超え四万以下の場合	八億千万円を超え九億八千万円以下
十二	四万を超え五万以下の場合	九億八千万円を超え十一億四千万円以下
十三	五万を超え十万以下の場合	十一億四千万円を超え十八億九千万円以下
十四	十万を超え二十万以下の場合	十八億九千万円を超え三十二億九千万円以下
十五	二十万を超え三十万以下の場合	三十二億九千万円を超え四十五億九千万円以下
十六	三十万を超える場合	四十五億九千万円を超え百二十億円以下

【現行のe-GOVでの表示】

本事例の表中の値は、JSONなどのデータ形式への変換自体は不可能ではないが、その際には記載された数値情報をデータとして取得することができず、文字列の形で取得することになる。データ利活用側としては、文字列でデータを取得したとしても、その文字列で表されている内容を解釈して別途適切なデータ化、或いはシステム構築をすることになるため、文字列でデータを取得できたとしてもメリットがないものと考えられる。そのため、本事例についてはデータ利活用の観点からも利活用に資するデータ化は困難と判断。

事例22：“備考”を表を結合して表中に記載するか、表外に記載するか揺らぎがある

■ 関税定率法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=344M50000040016

	ら第二二・〇八項までに掲 げる物品	
	法の別表第二四・〇一項か ら第二四・〇三項まで、第 二四〇四・一一号及び第二 四〇四・一九号に掲げる物 品	七五グラム
	法の別表第九一・〇一項か ら第九一・〇五項までに掲 げる物品	一個
四 航空機の乗組員 (退職により降機す る者を除く。)	法の別表第二四・〇一項か ら第二四・〇三項まで、第 二四〇四・一一号及び第二 四〇四・一九号に掲げる物 品	七五グラム
五 前各号に掲げる 者以外の者	法の別表第二二・〇三項か ら第二二・〇八項までに掲 げる物品	三本（七六〇ミリリットルを一本として換算する。）
	法の別表第二四・〇一項か ら第二四・〇三項まで、第 二四〇四・一一号及び第二 四〇四・一九号に掲げる物 品	二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合 にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合 にあつては二〇〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・ 一九号に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に 掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数 量）
	香水	二オンス

備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百三十三条（暦による期間の計算）に定めるところにより計算するものとする。

一 本邦を一港とみなし、本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数

二 前号の規定によることができない場合にあっては、外国の直前の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数

3 令第十三条の六の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他の本邦に入学する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品

二 本邦に入学する者の職業上直接必要とするものであり、かつ、当該旅行中において使用すると認められる職業用具

4 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品（一品目ごとの海外市価の合計額が一万円以下（船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下）であるものを除く。）の海外市価の合計額とする。

5 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表の上欄の各号に掲げる本邦に入学する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外市価の合計額とする。

【現行のe-GOVでの表示】

```
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"> 法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"> 二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・一九号に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量）</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="none">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">香水</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">ニオンス</Sentence>
</TableColumn>
</TableRow>
<Table>
  <RemarksLabel LineBreak="true"> 備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百三十三条（暦による期間の計算）に定めるところにより計算するものとする。</RemarksLabel>
  <Item Num="1">
    <ItemTitle></ItemTitle>
    <ItemSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"> 本邦を一港とみなし、本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数</Sentence>
    </ItemSentence>
  </Item>
  <Item Num="2">
    <ItemTitle></ItemTitle>
    <ItemSentence>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical"> 前号の規定によることができない場合にあっては、外国の直前の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数</Sentence>
    </ItemSentence>
  </Item>
  <Remarks>
  </Remarks>
</Table>
```

現行の法令XMLデータ

本事例では、表外に備考が記載されているが、既に備考を表すために“Remarks”要素を用いたXMLデータとなっているので、データ利活用、データ取得の観点からは特段問題なしと判断。

事例33、事例34：斜線により項目を分割している

■一般職の職員の給与に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000095_20230401_504AC0000000081

■国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000179_20230217_504AC0000000086

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）
イ 行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円	362,900円	408,100円	458,400円	521,700円
	2	151,200円	200,300円	236,000円	267,700円	291,900円	321,400円	365,500円	410,500円	461,500円	524,600円
	3	152,400円	201,100円	237,500円	268,900円	292,500円	322,700円	366,900円	411,900円	462,900円	525,700円

事例33

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票日	区市町村		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票区の選挙人の数	円	円	円	円	円	円
	五百人未満	一四四、七九三	二二二、九七三	一一三、五六三	二〇一、七四三	一一三、五六三
	五百人以上千人未満	一五六、〇四七	二六六、二七二	一二九、五四一	一二五、二三七	二三五、四六二
	千人以上二千人未満	二一一、六三八	三四三、九〇八	一九六、〇二三	三二八、二九三	一六七、七七六
	二千人以上三千人未満	二三五、五八一	三六七、八五一	二〇四、三五二	三三六、六二二	一八七、七七八
三千人以上五千人未満	二五九、九四四	三九二、二一四	二二三、九九〇	三七八、三〇五	二一一、七二二	三八八、〇八一

事例34

斜線を使って項目を分割している場合、機械的にデータの項目を特定することが困難であり、表の値と項目の紐付けが困難であるため、本事例のような表をデータ利活用するためには、表自体を改善する必要があると考えられる。

二 万 人 以 上	二 万 五 千 人 以 上	三 万 人 以 上	三 万 五 千 人 以 上	四 万 人 以 上	四 万 五 千 人 以 上	五 万 人 以 上	五 万 五 千 人 以 上	六 万 人 以 上	六 万 五 千 人 以 上	七 万 人 以 上	七 万 五 千 人 以 上	八 万 人 以 上	八 万 五 千 人 以 上	九 万 人 以 上	九 万 五 千 人 以 上	十 万 人 以 上	投票区 の選挙 人数	投票日	区市町村
二 〇、 〇〇〇	二 五、 〇〇〇	三 〇、 〇〇〇	三 五、 〇〇〇	四 〇、 〇〇〇	四 五、 〇〇〇	五 〇、 〇〇〇	五 五、 〇〇〇	六 〇、 〇〇〇	六 五、 〇〇〇	七 〇、 〇〇〇	七 五、 〇〇〇	八 〇、 〇〇〇	八 五、 〇〇〇	九 〇、 〇〇〇	九 五、 〇〇〇	一 〇〇、 〇〇〇	投票区 の選挙 人数	平日	区
二 〇、 〇〇〇	二 五、 〇〇〇	三 〇、 〇〇〇	三 五、 〇〇〇	四 〇、 〇〇〇	四 五、 〇〇〇	五 〇、 〇〇〇	五 五、 〇〇〇	六 〇、 〇〇〇	六 五、 〇〇〇	七 〇、 〇〇〇	七 五、 〇〇〇	八 〇、 〇〇〇	八 五、 〇〇〇	九 〇、 〇〇〇	九 五、 〇〇〇	一 〇〇、 〇〇〇	投票区 の選挙 人数	休日	区

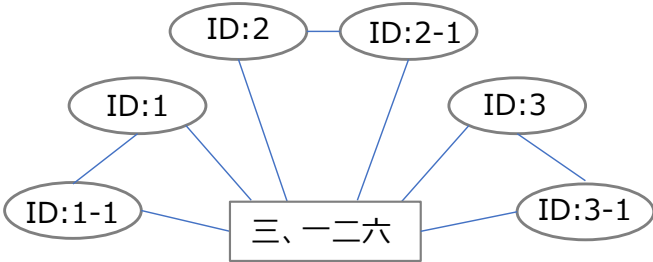
項目

区市町村	投票日	選挙人数	値
区	平日	五百人未満	三、一二六
...	...	...	...

正規化した際に、項目とデータが混在してしまう

区市町村 ID:1	投票日 ID:2	選挙人数 ID:3
区 ID:1-1	平日 ID:2-1	五百人未満 ID:3-1
...	...	...

項目にIDを付与して整理しても関係性を表すのが困難



○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

装置型式指定規則等の一部を改正する省令 (装置型式指定規則の一部改正) 第一条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。 <table border="1"><thead><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr></thead><tbody><tr><td> (特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 (略) 一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置(圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。)を燃料とする自動車(以下「圧縮水素燃料自動車」という。)のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。)(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(ガソリンを燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。))のう </td><td></td></tr></tbody></table>		改正後	改正前	(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 (略) 一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置(圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。)を燃料とする自動車(以下「圧縮水素燃料自動車」という。)のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。)(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(ガソリンを燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。))のう	
改正後	改正前				
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 (略) 一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置(圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。)を燃料とする自動車(以下「圧縮水素燃料自動車」という。)のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。)(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置(ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。))のうち専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。) 一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置(ガソリンを燃料とする自動車(外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。))のう					

特 定 装 置 の 種 類		規 則 番 号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置		第八十五号
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置		第百五十四号第二改訂版（レペル一Aに係る部分を除く）
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		第百五十四号第三改訂版
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		

ち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の七 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

二・五の七（略）

五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）、及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九・十二（略）

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三の二・十七の二（略）

十八 法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置

十九・四十九（略）

第五條 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に依じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類		規 則 番 号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置		第八十五号

（新設）

二・五の七（略）

五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）、及び圧縮水素燃料自動車（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九・十二（略）

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三の二・十七の二（略）

十八 法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（以下「一酸化炭素等発散防止装置」という。）

十九・四十九（略）

第五條 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に依じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

2・3 (略)	一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	(略)
	一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
	一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
	二の四の三 (略)	
	四の四 第二条第四号の四の制動装置	
	五 (略)	
	五の二 第二条第五号の二の制動装置	
	五の三 第二条第五号の三の制動装置	
	五の四の十一の六 (略)	
	十二 第二条第十二号の座席	
	十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
	十三の二 第二条第十三号の座席	
2・3 (略)	十三の三の十五の三 (略)	(略)
	十五の四 削除	
	十五の五の四十一 (略)	
	(略)	
	(略)	
	訂版 第八十号第四改訂版	
	訂版 第十七号第十改訂版	
	(略)	
	改訂版 第十三号第十三改訂版	
	改訂版 第十三号第十三改訂版	
	第十三号第十三改訂版	
	第十三号第十三改訂版	

2・3 (略)	二の四の三 (略)	(略)
	四の四 第二条第四号の四の制動装置	
	五 (略)	
	五の二 第二条第五号の二の制動装置	
	五の三 第二条第五号の三の制動装置	
	五の四の十一の六 (略)	
	十二 第二条第十二号の座席	
	十三 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
	十三の二 第二条第十二号の二の座席	
	十三の三の十五の三 (略)	
	十五の四 第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	
	十五の五の四十一 (略)	
2・3 (略)	(略)	(略)
	(略)	
	訂版 第八十号第四改訂版	
	訂版 第十七号第十改訂版	
	(略)	
	改訂版 第十三号第十二改訂版	
	改訂版 第十三号第十二改訂版	
	第十三号第十二改訂版	
	第十三号第十二改訂版	
	第十三号第十二改訂版	
	第十三号第十二改訂版	
	第十三号第十二改訂版	

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	(略)
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
(略)	
(略)	
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	8以上
第二条第十三号の座席	
(略)	(略)
第二条第十七号の騒音防止装置	
(略)	(略)

第二条 装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〜十八 (略)

十八の二 法第四十一条第十二号の発散防止装置のうちディフューストラジェー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。）

十九〜四十九 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動出力装置	8以上
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第十二号の <u>二の座席</u>	
第二条第十三号の <u>座席及び頭部後傾抑止装置</u>	
(略)	
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	
(略)	(略)

前条の規定による改正後

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〜十八 (新設) (略)

十九〜四十九 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一〇十五の三 (略)	(略)
十五の四 第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置	第百六十八号
十五の五〇四十一 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置	
(略)	(略)

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第三条 共通構造部型式指定規則 (平成二十八年国土交通省令第十五号) の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)

第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十二号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一〇十五の三 (略)	(略)
十五の四 削除	
十五の五〇四十一 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第十七号の騒音防止装置	
(略)	(略)

改正前

(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)

第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十八号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置 (指定

に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。

改正後

改正前

別表第一

別表第一

自動車審査試験項目	
自動車審査試験項目別費用額	(略)
一、二十三の四 (略)	(略)
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
二十五、百三十二 (略)	(略)

自動車審査試験項目	
自動車審査試験項目別費用額	自動車審査試験項目別費用額
一、二十三の四 (略)	(略)
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
二十五、百三十二 (略)	(略)

備考

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第二十三号	十八万七千円
第二十四号	十八万七千円
(略)	(略)
第三百三十号の三	百四十万八千円
三、七 (略)	(略)

(略)	(略)
第二十三号	十八万七千円
(略)	(略)
第三百三十号の二	百四十万八千円
三、七 (略)	(略)

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一 (略)	(略)	(略)
二 原動機の出力の計測に係る試験		十二万五千元
二の二 保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）		十八万七千元
二の三 保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）		二十七万円
二の四 保安基準第八条第七項に係る試験		三十五万二千元
三十三の四 (略)	(略)	(略)
十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）		二十七万円
十五五十六 (略)	(略)	(略)
五十六の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験		四十七万七千元
五十六の三 保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験		三十五万二千元
五十七九十三 (略)	(略)	(略)
備考		
一 (略)		
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第十四号	(略)	十八万七千元

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一 (略)	(略)	(略)
二 原動機の出力の計測に係る試験		十二万五千元
三十三の四 (略)	(略)	(略)
十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）		十八万七千元
十五五十六 (略)	(略)	(略)
五十六の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験		四十七万七千元
五十七九十三 (略)	(略)	(略)
備考		
一 (略)		
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第十六号	(略)	二十七万円
第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額	
一 インストールメントパネルに係る試験	十二万五千元	
二 前号に掲げる試験以外の試験	十二万五千元	

(略)	(略)
第九十一号の三	百四十万八千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	三十五万二千元
第二号の二及び第五十号	十八万七千元
第三号及び第三号の二	十八万七千元
(略)	(略)

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二	三十五万二千元
第二号の三	三十五万二千元
第二号の四	四十七万七千元
第五十号	三十五万二千元
(略)	(略)

五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	四十七万七千元
第二号の二及び第五十号	三十五万二千元

(略)		(略)	
第九十一号の二		百四十万八千円	

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号及び第三号の二		十八万七千円	
(略)		(略)	

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第五十号		三十五万二千元	
(略)		(略)	

(新設)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第五百十四号（レベル A に係る部分を除く。）及び第五百十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第五百十四号第二改訂版（レベル A に係る部分を除く。）及び第五百十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）

二 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

2 協定に附属する規則第五百十四号（レベル A に係る部分を除く。）及び第五百十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第五百十四号第二改訂版（レベル A に係る部分を除く。）及び第五百十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一 自動車駆動用燃料消費装置

二 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

三 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

四 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

五 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

六 自動車駆動用電力消費装置

3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであって、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

（装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

改 正 前

附 則

(経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

(削る)

附 則

(経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3

旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第五百十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、新規規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第五百十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 ・ 4	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
7 ・ 8 (略)	4 前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号(レベルAに係る部分を除く。)に基づき行われた認定(軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの(令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。))は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第十五号の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版(レベルAに係る部分を除く。)に基づき行われた認定とみなす。	5 旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定(ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの(令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。))は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。	6 前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号(レベルAに係る部分を除く。)に基づき行われた認定(ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの(令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。))は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第十五号の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版(レベルAに係る部分を除く。)に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

装置型式指定規則等の一部を改正する省令
(装置型式指定規則の一部改正)

第一条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 (略) <u>一の二</u> 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） <u>一の三</u> 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） <u>一の四</u> 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） <u>一の五</u> 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）	(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（ガソリンを燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の七 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

二～五の七 （略）

五の八 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九～十二 （略）

十二の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三の二～十七の二 （略）

十八 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置

十九～四十九 （略）
（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

（新設）

（新設）

二～五の七 （略）

五の八 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九～十二 （略）

十二の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三の二～十七の二 （略）

十八 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（以下「一酸化炭素等発散防止装置」という。）

十九～四十九 （略）
（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第 二改訂版（レベ ル－Aに係る部 分を除く。） 第百五十四号第 三改訂版
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用 電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用 電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止 装置	
一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素 等発散防止装置	
一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等 発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
二～四の三 （略）	（略）
四の四 第二条第四号の四の制動装置	<u>第七十八号第六 改訂版</u>
五 （略）	（略）
五の二 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂 版 <u>第十三号第十三 改訂版</u>
五の三 第二条第五号の三の制動装置	<u>第十三号第十三 改訂版</u>
五の四～十一の六 （略）	（略）
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十改 訂版
十三 第二条第十二号の <u>二</u> の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二 <u>第二条第十三号</u> の座席	第八十号第四改 訂版
十三の三～十五の三 （略）	（略）
<u>十五の四</u> 削除	
十五の五～四十一 （略）	（略）

2・3 （略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
二～四の三 （略）	（略）
四の四 第二条第四号の四の制動装置	<u>第七十八号第五 改訂版</u>
五 （略）	（略）
五の二 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂 版 <u>第十三号第十二 改訂版</u>
五の三 第二条第五号の三の制動装置	<u>第十三号第十二 改訂版</u>
五の四～十一の六 （略）	（略）
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十改 訂版
十三 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二 <u>第二条第十二号の二</u> の座席	第八十号第四改 訂版
十三の三～十五の三 （略）	（略）
<u>十五の四</u> 第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第 二改訂版（レベ ル－Aに係る部 分を除く。） 第百五十四号第 三改訂版
十五の五～四十一 （略）	（略）

2・3 （略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	a	特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8 以上	第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8 以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置			
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置			
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置			
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置			
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置			
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	8 以上	(略)	8 以上
第二条第十二号の二の <u>座席及び頭部後傾抑止装置</u>		第二条第十二号の二の <u>座席</u>	
第二条第十三号の <u>座席</u>		第二条第十三号の <u>座席及び頭部後傾抑止装置</u>	
(略)		(略)	
第二条第十七号の騒音防止装置		第二条第十七号の騒音防止装置	
		第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	
(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	前条の規定による改正後
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十八 (略) <u>十八の二</u> 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちディフューティストラテジー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。） 十九～四十九 (略) (指定を受けたものとみなす特定装置) 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十八 (略) (新設) 十九～四十九 (略) (指定を受けたものとみなす特定装置) 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

<table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>規則番号</th></tr><tr><td>一～十五の三（略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>十五の四 第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置</td><td>第百六十八号</td></tr><tr><td>十五の五～四十一（略）</td><td>(略)</td></tr></table> 2・3（略） 第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略) (単位：ミリメートル) <table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>a</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>8 以上</td></tr><tr><td>第二条第十七号の騒音防止装置</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	特 定 装 置 の 種 類	規則番号	一～十五の三（略）	(略)	十五の四 第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置	第百六十八号	十五の五～四十一（略）	(略)	特 定 装 置 の 種 類	a	(略)	(略)	(略)	8 以上	第二条第十七号の騒音防止装置		第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置	(略)	(略)	<table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>規則番号</th></tr><tr><td>一～十五の三（略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>十五の四 削除</td><td></td></tr><tr><td>十五の五～四十一（略）</td><td>(略)</td></tr></table> 2・3（略） 第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略) (単位：ミリメートル) <table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>a</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>8 以上</td></tr><tr><td>第二条第十七号の騒音防止装置</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	特 定 装 置 の 種 類	規則番号	一～十五の三（略）	(略)	十五の四 削除		十五の五～四十一（略）	(略)	特 定 装 置 の 種 類	a	(略)	(略)	(略)	8 以上	第二条第十七号の騒音防止装置			(略)	(略)
特 定 装 置 の 種 類	規則番号																																						
一～十五の三（略）	(略)																																						
十五の四 第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置	第百六十八号																																						
十五の五～四十一（略）	(略)																																						
特 定 装 置 の 種 類	a																																						
(略)	(略)																																						
(略)	8 以上																																						
第二条第十七号の騒音防止装置																																							
第二条第十八号の二のディフイートストラテジー防止装置																																							
(略)	(略)																																						
特 定 装 置 の 種 類	規則番号																																						
一～十五の三（略）	(略)																																						
十五の四 削除																																							
十五の五～四十一（略）	(略)																																						
特 定 装 置 の 種 類	a																																						
(略)	(略)																																						
(略)	8 以上																																						
第二条第十七号の騒音防止装置																																							
(略)	(略)																																						

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条 共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） 第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則<u>第二条第一号から第一号の七まで</u>、<u>第二号の二から第三号の四まで</u>、<u>第三号の六から第三号の九まで</u>、<u>第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで</u>、<u>第五号の十七から第六号の三の二まで</u>、<u>第六号の六、第七号から第十一号まで</u>、<u>第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで</u>、<u>第十九号から第三十五号まで</u>、<u>第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号</u>に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） 第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則<u>第二条第一号</u>、<u>第二号の二から第三号の四まで</u>、<u>第三号の六から第三号の九まで</u>、<u>第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで</u>、<u>第五号の十七から第六号の三の二まで</u>、<u>第六号の六、第七号から第十一号まで</u>、<u>第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十三号から第十三号の三まで</u>、<u>第十五号から第十七号まで</u>、<u>第十八号から第三十五号まで</u>、<u>第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号</u>に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十三の四（略）	（略）
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>二十七万円</u>
二十五～百三十二（略）	（略）
備考 一（略） 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
（略）	（略）
第二十三号	十八万七千円
第二十四号	十八万七千円
（略）	（略）
<u>第百三十号の三</u>	百四十万八千円
三～七（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一（略）	（略）
二 原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
二の二 保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
二の三 保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
二の四 保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千元
三～十三の四（略）	（略）
十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>二十七万円</u>
十五～五十六（略）	（略）
五十六の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
五十六の三 保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	三十五万二千元

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十三の四（略）	（略）
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>十八万七千円</u>
二十五～百三十二（略）	（略）
備考 一（略） 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
（略）	（略）
第二十三号	十八万七千円
（略）	（略）
<u>第百三十号の二</u>	百四十万八千円
三～七（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一（略）	（略）
二 原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
三～十三の四（略）	（略）
十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>十八万七千円</u>
十五～五十六（略）	（略）
五十六の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円

五十七～九十三（略）

備考

一（略）

二次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十四号	十八万七千円
（略）	（略）
第九十一号の三	百四十万八千円

三次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	三十五万二千円
第二号の二及び第五十号	十八万七千円
第三号及び第三号の二	十八万七千円
（略）	（略）

四次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二	三十五万二千円
第二号の三	三十五万二千円
第二号の四	四十七万七千円
第五十号	三十五万二千円
第二号の二	三十五万二千円
（略）	（略）

五前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	四十七万七千円
第二号の二及び第五十号	三十五万二千円

五十七～九十三	(略)	(略)
備考		
一 (略)		
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。		
(略)	(略)	
第十六号	二十七万円	
第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一 インストルメントパネルに係る試験 十二万五千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円	
(略)	(略)	
第九十一号の二	百四十万八千円	
三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第三号及び第三号の二	十八万七千円	
(略)	(略)	
四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第五十号	三十五万二千円	
(略)	(略)	
(新設)		

--	--

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。
(経過措置)

第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

- 一 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）
- 二 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 2 協定に附属する規則第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 一 自動車駆動用燃料消費装置
- 二 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 三 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- 四 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 五 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- 六 自動車駆動用電力消費装置
- 3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであって、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
(装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 (略) (削る)	附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 (略) <u>3</u> 旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

(削る)	<u>4</u> 前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。
(削る)	<u>5</u> 旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
(削る)	<u>6</u> 前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。
<u>3</u> ・ <u>4</u> (略)	<u>7</u> ・ <u>8</u> (略)

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

装置型式指定規則等の一部を改正する省令

(装置型式指定規則の一部改正)

第一条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 [略] 一の二 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 一の三 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 一の四 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん} 牽 引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 一の五 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）</u>	(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 [略] [号を加える] [号を加える] [号を加える] [号を加える]

	<u>のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び</u> <u>貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 一の六 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（ガソリンを燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 一の七 <u>法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</u> 二～五の七 [略] 五の八 <u>法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。））、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）</u> 五の九～十二 [略] 十二の二 <u>法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置</u> 十三 <u>法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）</u> 十三の二～十七の二 [略] 十八 <u>法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置</u> 十九～四十九 [略] （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。
--	--

	[号を加える] [号を加える] 二～五の七 [略] 五の八 <u>法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。））、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）</u> 五の九～十二 [略] 十二の二 <u>法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）</u> 十三 <u>法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置</u> 十三の二～十七の二 [略] 十八 <u>法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（以下「一酸化炭素等発散防止装置」という。）</u> 十九～四十九 [略] （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。
--	--

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第 二改訂版（レベ ル－Aに係る部 分を除く。） 第百五十四号第 三改訂版
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用 電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用 電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止 装置	
一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素 等発散防止装置	
一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等 発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
二～四の三 〔略〕	〔略〕
四の四 第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第六 改訂版
五 〔略〕	〔略〕
五の二 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂 版 第十三号第十三 改訂版
五の三 第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三 改訂版
五の四～十一の六 〔略〕	〔略〕
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十改 訂版
十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二 第二条第十三号の座席	第八十号第四改 訂版
十三の三～十五の三 〔略〕	〔略〕
十五の四 削除	
十五の五～四十一 〔略〕	〔略〕

2・3 〔略〕

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

〔略〕

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
二～四の三 〔略〕	〔略〕
四の四 第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第五 改訂版
五 〔略〕	〔略〕
五の二 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂 版 第十三号第十二 改訂版
五の三 第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十二 改訂版
五の四～十一の六 〔略〕	〔略〕
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十改 訂版
十三 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二 第二条第十二号の二の座席	第八十号第四改 訂版
十三の三～十五の三 〔略〕	〔略〕
十五の四 第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第 二改訂版（レベ ル－Aに係る部 分を除く。） 第百五十四号第 三改訂版
十五の五～四十一 〔略〕	〔略〕

2・3 〔略〕

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

〔略〕

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8 以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
〔略〕	〔略〕
〔略〕	8 以上
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
第二条第十三号の座席	
〔略〕	
第二条第十七号の騒音防止装置	
〔略〕	〔略〕

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8 以上
〔略〕	
〔略〕	
第二条第十二号の二の座席	
第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
〔略〕	
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	〔略〕
〔略〕	

備考 表中の [] の記載は注記である。

第二条 装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前				
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十八 〔略〕 <u>十八の二 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちディフューストストラテジー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。）</u> 十九～四十九 〔略〕 （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十八 〔略〕 〔号を加える〕 十九～四十九 〔略〕 （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。				
<table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>規則番号</th></tr></table>	特 定 装 置 の 種 類	規則番号	<table><tr><th>特 定 装 置 の 種 類</th><th>規則番号</th></tr></table>	特 定 装 置 の 種 類	規則番号
特 定 装 置 の 種 類	規則番号				
特 定 装 置 の 種 類	規則番号				

一～十五の三　〔略〕	〔略〕	一～十五の三　〔略〕	〔略〕
十五の四 <u>第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置</u>	第百六十八号	十五の四　削除	
十五の五～四十一　〔略〕	〔略〕	十五の五～四十一　〔略〕	〔略〕
2・3　〔略〕		2・3　〔略〕	
第三号様式（特別な表示）　（第六条関係）		第三号様式（特別な表示）　（第六条関係）	
〔略〕		〔略〕	
(単位：ミリメートル)		(単位：ミリメートル)	
特　定　装　置　の　種　類	a	特　定　装　置　の　種　類	a
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	8 以上	〔略〕	8 以上
第二条第十七号の騒音防止装置		第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。			

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） 第五条の二　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、 <u>第十二の二、第十三号の二、第十三号の三</u> 、第十五号から第十七号まで、 <u>第十九号から第三十五号まで</u> 、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） 第五条の二　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、 <u>第十三号から第十三号の三まで</u> 、第十五号から第十七号まで、 <u>第十八号から第三十五号まで</u> 、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
別表第一	別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一～二十三の四　〔略〕	〔略〕
二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>二十七万円</u>
二十五～百三十二　〔略〕	〔略〕
備考 一　〔略〕 二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
〔略〕	〔略〕
第二十三号	十八万七千円
<u>第二十四号</u>	<u>十八万七千円</u>
〔略〕	〔略〕
<u>第百三十号の三</u>	百四十万八千円
三～七　〔略〕	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験 項目別費用額
一　〔略〕	〔略〕
二　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
<u>二の二　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）</u>	<u>十八万七千円</u>
<u>二の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）</u>	<u>二十七万円</u>
<u>二の四　保安基準第八条第七項に係る試験</u>	<u>三十五万二千元</u>
三～十三の四　〔略〕	〔略〕
十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>二十七万円</u>
十五～五十六　〔略〕	〔略〕
五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
<u>五十六の三　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験</u>	<u>三十五万二千元</u>
五十七～九十三　〔略〕	〔略〕
備考 一　〔略〕	

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一～二十三の四　〔略〕	〔略〕
二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>十八万七千円</u>
二十五～百三十二　〔略〕	〔略〕
備考 一　〔略〕 二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
〔略〕	〔略〕
第二十三号	十八万七千円
〔略〕	〔略〕
<u>第百三十号の二</u>	百四十万八千円
三～七　〔略〕	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験 項目別費用額
一　〔略〕	〔略〕
二　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
三～十三の四　〔略〕	〔略〕
十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	<u>十八万七千円</u>
十五～五十六　〔略〕	〔略〕
五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
五十七～九十三　〔略〕	〔略〕
備考 一　〔略〕	

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

[略]	[略]
第十四号	十八万七千円
[略]	[略]
第九十一号の三	百四十万八千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	三十五万二千円
第二号の二及び第五十号	十八万七千円
第三号及び第三号の二	十八万七千円
[略]	[略]

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二	三十五万二千円
第二号の三	三十五万二千円
第二号の四	四十七万七千円
第五十号	三十五万二千円
第二号の二	三十五万二千円
[略]	[略]

五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二号の二、第二号の四及び第五十号	四十七万七千円
第二号の二及び第五十号	三十五万二千円

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

[略]	[略]
第十六号	二十七万円
第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 二 インストルメントパネルに係る試験 十二万五千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円
[略]	[略]
第九十一号の二	百四十万八千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号及び第三号の二	十八万七千円
[略]	[略]

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第五十号	三十五万二千円
[略]	[略]

[号を加える]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

- (経過措置)
- 第二条** 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 一 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）
 - 二 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 2 協定に附属する規則第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 一 自動車駆動用燃料消費装置
 - 二 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
 - 三 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
 - 四 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
 - 五 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
 - 六 自動車駆動用電力消費装置
- 3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであって、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- (装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 第二条 〔略〕 2 〔略〕 〔項を削る〕 〔項を削る〕	附 則 (経過措置) 第二条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。</u> <u>4 前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する</u>

[項を削る]	<u>改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。</u>
[項を削る]	5 <u>旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。</u>
3・4 [略]	6 <u>前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベルーAに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。	7・8 [略]

○法務省令第三十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三十三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

法務大臣 葉梨 康弘

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改 正 後	改 正 前
（法第百三十三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三十三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 「一・二 略」 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六号から第百十七号の二（第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）まで、第百十七号の二の二第	（法第百三十三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三十三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 「一・二 同上」 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六号から第百十七号の二（第一号、第三号及び第六号に係る部分に限る。）まで、第百十七号の二の二（第一号、

備考 表中の「」の記載は注記である。	四 「略」 一 項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七号の三、第百十七号の四（第二号に係る部分に限る。）、第百十七号の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八号第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）、若しくは第三項若しくは第百十九号第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号までに係る部分に限る。）、若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、）に係る部分に限る。）、の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
	四 「同上」 第三号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）、第百十七号の三、第百十七号の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七号の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八号第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、若しくは第二項若しくは第百十九号第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）、の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。

第二表

改正後	改正前
(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百六条第一項、第百七条第二項若しくは第二項、第百七条の二第二項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百七条の二の二第二項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百七条の三、第百七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）、若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、の罪又は自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 同上〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百六条から第百七条の二第二項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百七条の二の二第二項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百七条の三、第百七条の四（第二号に係る部分に限る。）、第百七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）、若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号までに係る部分に限る。）、若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、の罪又は自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
四 [略]	四 [同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第三表

改正後	改正前
(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百六条第一項、第百七条第二項若しくは第二項、第百七条の二第二項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百七条の二の二第二項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百七条の三、第百七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百八条第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）、若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、の罪又は自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 同上〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百六条第一項、第百七条第二項若しくは第二項、第百七条の二第二項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百七条の二の二第二項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百七条の三、第百七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車運転する行為に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、の罪又は自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
四 [略]	四 [同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。	
附 則	

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同法の施行の日から、第三表に係る改正規定は同条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○法務省令第三十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日 法務大臣 葉梨 康弘

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改 正 後	改 正 前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 [一・二 略] 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から 第百十七條の二 第一項（第一号、第三号及び 第4号 に係る部分に限る。）まで、 第百十七條の二の二 第一項（第一号、第三号、第七号及び 第八号 に係る部分に限る。）、第百十七條の三、第百十七條の四（ 第二号 に係る部分に限る。）、第百十七條の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八條第一項、 第二項（第一号に係る部分に限る。） 若しくは 第三項 若しくは第百十九條第一項（第一号から 第六号 まで、 第十号 、 第十二号 及び 第十四号 から 第二十号 までに係る部分に限る。）若しくは 第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。） に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 [一・二 同上] 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から 第百十七條の二 （第一号、第三号及び 第六号 に係る部分に限る。）まで、 第百十七條の二の二 （第一号、第三号、第七号及び 第十一号 に係る部分に限る。）、第百十七條の三、第百十七條の四（ 第一号の二 に係る部分に限る。）、第百十七條の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八條第一項（ 第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号 に係る部分に限る。）若しくは 第二項 若しくは第百十九條第一項（第一号から 第二号の二 まで、 第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。） 、第七号、 第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。） 、第九号から 第十号 まで、 第十二号の二、第十二号の三及び第十五号 に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者に

	ついて、交通安全に関する意識が低いこと。
四 [略]	四 [同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

第二表

改 正 後	改 正 前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 [一・二 略] 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六條 第一項、第百十七條第一項 若しくは 第二項、第百十七條の二 第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。） 第百十七條の二の二 第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七條の三、 第百十七條の四第一項（第二号に係る部分に限る。） 、 第百十七條の五第一項（第一号に係る部分に限る。） 、第百十八條第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九條第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から 第二十号 まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。））の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四 [略]	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 [一・二 同上] 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六條 から第百十七條の二 第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。） まで、第百十七條の二の二 第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七條の三、 第百十七條の四（第二号に係る部分に限る。） 、 第百十七條の五（第一号に係る部分に限る。） 、第百十八條第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九條第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から 第二十号 までに係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。））の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
備考 表中の [] の記載は注記である。	四 [同上]

第三表

改 正 後	改 正 前
(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第百十八条第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）</u>、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四 〔略〕	(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情) 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 〔一・二 同上〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第百十八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）</u>若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四 〔同上〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同法の施行の日から、第三表に係る改正規定は同条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○法務省令第三十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日 法務大臣 葉梨 康弘
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令
第一条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二 〔略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第 <u>四号</u> に係る部分に限る。）まで、第百十七 <u>条の二の二第一項</u> （第一号、第三号、第七号及び第 <u>八号</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の三、第百十七条の四（第二号</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の五（第一号</u> に係る部分に限る。）、第百十八 <u>条第一項、第二項（第一号</u> に係る部分に限る。）若しくは第 <u>三項</u> 若しくは第百十九 <u>条第一項（第一号</u> から第 <u>六号</u> まで、第 <u>十号、第十二号</u> 及び第 <u>十四号</u> から第 <u>二十号</u> までに係る部分に限る。）若しくは第 <u>二項（第一号</u> から第 <u>三号</u> まで（ <u>第二号</u> 及び第 <u>三号</u> については、 <u>自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二 〔略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七 <u>条の二（第一号、第三号及び第</u> 六号に係る部分に限る。）まで、第百十七 <u>条の二の二（第一号、第三号、第七号及び第</u> 十一号に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の三、第百十七条の四（第一号の二</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の五（第一号</u> に係る部分に限る。）、第百十八 <u>条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号</u> に係る部分に限る。）若しくは第 <u>二項</u> 若しくは第百十九 <u>条第一項（第一号</u> から第 <u>二号の二</u> まで、第 <u>三号の二、第四号、第五号（自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）、第 <u>七号、第七号の二（自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）、第 <u>九号</u> から第 <u>十号</u> まで、第 <u>十二号の二、第十二号の三</u> 及び第 <u>十五号</u> に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。

四 〔略〕	四 〔略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

第二条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二 〔略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六 <u>条第一項、第百十七</u> 条第一項若しくは第 <u>二項、第百十七</u> 条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の三、第百十七条の四第一項（第二号</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の五第一項（第一号</u> に係る部分に限る。）、第百十八 <u>条第一項、第二項（第一号</u> に係る部分に限る。）若しくは第 <u>三項</u> 若しくは第百十九 <u>条第一項（第一号</u> から第 <u>六号</u> まで、第 <u>十号、第十二号</u> 及び第 <u>十四号</u> から第 <u>二十号</u> までに係る部分に限る。）若しくは第 <u>二項（第一号</u> から第 <u>三号</u> まで（ <u>第二号</u> 及び第 <u>三号</u> については、 <u>自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第 <u>二項（第一号</u> から第 <u>三号</u> については、 <u>自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二 〔略〕 三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六 <u>条から第百十七</u> 条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。） <u>まで、第百十七</u> 条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の三、第百十七条の四（第二号</u> に係る部分に限る。）、第百十七 <u>条の五（第一号</u> に係る部分に限る。）、第百十八 <u>条第一項、第二項（第一号</u> に係る部分に限る。）若しくは第 <u>三項</u> 若しくは第百十九 <u>条第一項（第一号</u> から第 <u>六号</u> まで、第 <u>十号、第十二号</u> 及び第 <u>十四号</u> から第 <u>二十号</u> までに係る部分に限る。）若しくは第 <u>二項（第一号</u> から第 <u>三号</u> まで（ <u>第二号</u> 及び第 <u>三号</u> については、 <u>自動車</u> を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。

四　　〔略〕	四　　〔略〕				
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。					
第三条　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。					
<table><tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr><tr><td>（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（<u>第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。</u>）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕</td><td>（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕</td></tr></table>	改　正　後	改　正　前	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（ <u>第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。</u> ）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕	
改　正　後	改　正　前				
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（ <u>第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。</u> ）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一・二　〔略〕 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　　〔略〕				
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。					

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二条は同法の施行の日から、第三条は同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の一部及び著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百五号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第二項及び第三項第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
第一章（第二章）〔略〕		第一章（第二章）〔同上〕	
第二章の二 図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等（第二条の二・第二条の四）		第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の二）	
第二章の三 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の五）		第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（第二条の六）	
第二章の四 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（第二条の六）		第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四）	

第三章 視覚障害者等のために情報を提供 供する事業を行う法人の公表事 項等(第二条の七・第二条の八)	第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸 出しの基準(第二条の九)	第四章 第十三章 [略]	附則
(放送番組等のデジタル方式の複製を防止 等するための措置)			
第一条 著作権法(以下「法」という。)第二 条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定 める措置は、同号に規定する自動公衆送信 が行われた放送番組又は有線放送番組を視 聴する者が当該放送番組又は有線放送番組 のデジタル方式の複製をするための送信元 識別符号等(法第十三条第二項に規定す る送信元識別符号等をいう。第二条の六第 一号において同じ。)の提供を行わない措置 とする。			
第二章の二 図書館資料を用いて行う 公衆送信に係る著作物等 の提供等を防止等するた めの措置等			
(その他の登録情報)			
第二条の二 法第三十一条第二項(法第八 十六条第三項及び第百二条第一項において準 用する場合を含む。以下この章において同 じ。)の文部科学省令で定める情報は、住所 とする。			
(図書館資料に係る著作物等の電磁的記録 の提供等を防止等するための措置)			
第二条の三 法第三十一条第二項第二号の文 部科学省令で定める措置は、同号に規定す る公衆送信を受信して作成される著作物等 (法第二条第一項第二十号に規定する著作 物等をいう。以下同じ。)の複製物に当該公 衆送信を受信する者を識別するための情報 を表示する措置とする。			

第三章 視覚障害者等のために情報を提供 供する事業を行う法人の公表事 項等(第二条の五・第二条の六)	第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸 出しの基準(第二条の七)	第四章 第十三章 [同上]	附則
(放送番組等のデジタル方式の複製を防止 等するための措置)			
第一条 著作権法(以下「法」という。)第二 条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定 める措置は、同号に規定する自動公衆送信 が行われた放送番組又は有線放送番組を視 聴する者が当該放送番組又は有線放送番組 のデジタル方式の複製をするための送信元 識別符号等(法第十三条第二項に規定す る送信元識別符号等をいう。第二条の三第 一号において同じ。)の提供を行わない措置 とする。			
[章を加える。]			

(公衆送信のために作成された電磁的記録 に係る情報の目的外利用を防止等するため の措置)			
第二条の四 法第三十一条第三項第四号(法 第百二条第一項において準用する場合を含 む。)の文部科学省令で定める措置は、法第 三十一条第二項の規定による公衆送信のた めに作成された電磁的記録(同項第二号に 規定する電磁的記録をいう。以下この条及 び第四条の四において同じ。)の取扱いに關 して次に掲げる事項を定める措置とする。			
一 法第三十一条第二項の規定による公衆 送信のための電磁的記録の作成に係る事 項			
二 前号の電磁的記録の送信に係る事項			
三 第一号の電磁的記録の破棄に係る事項			
第二章の三 [略]			
第二条の五 令第一条の六第三号の文部科学 省令で定める事項は、次に掲げるものとす る。			
一 法第三十一条第七項前段(法第八十六 条第三項及び第百二条第一項において準 用する場合を含む。次号において同じ。) に規定する自動公衆送信により送信され る絶版等資料に係る著作物等の利用を適 切に行うために必要な体制の整備に關す る事項			
二 法第三十一条第七項前段に規定する自 動公衆送信により送信される絶版等資料 に係る著作物等の種類及び当該自動公衆 送信の方法に關する事項			
三 [略]			
第二章の四 特定絶版等資料に係る著 作物等のデジタル方式の 複製を防止等するための 措置			
第二条の六 法第三十一条第八項(法第 八十六条第三項及び第百二条第一項に おいて準用する場合を含む。以下この 条において同じ。)の文部科学省令で定 める措置は、次のいずれかの措置とす る。			

第二章の二 [同上]			
第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学 省令で定める事項は、次に掲げるものとす る。			
一 法第三十一条第三項前段(法第八十六 条第三項及び第百二条第一項において準 用する場合を含む。次号において同じ。) に規定する自動公衆送信により送信され る絶版等資料に係る著作物等(法第二条 第一項第二十号に規定する著作物等をい う。以下同じ。)の利用を適切に行うため に必要な体制の整備に關する事項			
二 法第三十一条第三項前段に規定する自 動公衆送信により送信される絶版等資料 に係る著作物等の種類及び当該自動公衆 送信の方法に關する事項			
三 [同上]			
第二章の三 特定絶版等資料に係る著 作物等のデジタル方式の 複製を防止等するための 措置等			
(特定絶版等資料に係る著作物等のデ ジタル方式の複製を防止等するための 措置)			
第二条の三 法第三十一条第四項(法第 八十六条第三項及び第百二条第一項に おいて準用する場合を含む。以下この			

第二条の七、第二条の九	[略]	[条を削る。]	一 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第十項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。
			二 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第九項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

第二条の五、第二条の七	[同上]	[その他の登録情報]	章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。
			一 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第六項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。
第二条の四	[同上]	[法第三十一条第四項第一号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。]	二 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第五項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

附則	この省令は、著作権法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）	（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）
			第四条の四 令第七条の四第一項第一号口の文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。	第四条の四 令第七条の四第一項第一号口の文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。
イ・ロ	[略]	[同上]	一 robots, txtの名称の付された電磁的記録で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。	一 robots, txtの名称の付された電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。
			二 [略]	二 [同上]

○文部科学省令第二十三号

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の一部及び著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百五号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第二項及び第三項第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日 文部科学大臣 永岡 桂子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第二章　〔略〕	第一章～第二章　〔同上〕
第二章の二　図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等（第二条の二・第二条の四）	
第二章の三　国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の五）	第二章の二　国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の二）
第二章の四　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（第二条の六）	第二章の三　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四）
第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の七・第二条の八）	第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の五・第二条の六）
第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の九）	第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の七）
第四章～第十三章　〔略〕	第四章～第十三章　〔同上〕
附則	附則
（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）	（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）

第一条　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の六第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

第二章の二　図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等

（その他の登録情報）

第二条の二　法第三十一条第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

（図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置）

第二条の三　法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。

（公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置）

第二条の四　法第三十一条第三項第四号（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、法第三十一条第二項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録（同項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第四条の四において同じ。）の取扱いに関して次に掲げる事項を定める措置とする。

第一条　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

〔章を加える。〕

一 <u>法第三十一条第二項の規定による公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項</u> 二 <u>前号の電磁的記録の送信に係る事項</u> 三 <u>第一号の電磁的記録の破棄に係る事項</u> <u>第二章の三</u> [略] <u>第二条の五</u> 令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 <u>法第三十一条第七項前段</u>（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る<u>著作物等</u>の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項 二 <u>法第三十一条第七項前段</u>に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項 三 [略] <u>第二章の四</u> 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置 <u>第二条の六</u> 法第三十一条第八項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第十項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式		<u>第二章の二</u> [同上] <u>第二条の二</u> 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 <u>法第三十一条第三項前段</u>（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る<u>著作物等</u>（<u>法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。</u>）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項 二 <u>法第三十一条第三項前段</u>に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項 三 [同上] <u>第二章の三</u> 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等 （特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置） <u>第二条の三</u> 法第三十一条第四項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第六項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式		の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。 二 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第九項第一号の複製に際しその旨を示すこと。 [条を削る。] <u>第二条の七～第二条の九</u> [略] （送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置） <u>第四条の四</u> 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあっては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。 一 robots.txtの名称の付された<u>電磁的記録</u>で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。 イ・ロ [略] 二 [略] 備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 附 則 この省令は、著作権法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。		の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。 二 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第五項第一号の複製に際しその旨を示すこと。 （その他の登録情報） <u>第二条の四</u> <u>法第三十一条第四項第一号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。</u> <u>第二条の五～第二条の七</u> [同上] （送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置） <u>第四条の四</u> 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあっては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。 一 robots.txtの名称の付された<u>電磁的記録</u>（<u>法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。</u>）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。 イ・ロ [同上] 二 [同上]
---	--	--	--	--	--	---

○文部科学省令第二十三号

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の一部及び著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百五号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第二項及び第三項第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日 文部科学大臣 永岡 桂子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第二章　〔略〕	第一章～第二章　〔略〕
<u>第二章の二</u> <u>図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等</u> （ <u>第二条の二</u> ・ <u>第二条の四</u> ）	
<u>第二章の三</u> 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項 （ <u>第二条の五</u> ）	<u>第二章の二</u> 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項 （ <u>第二条の二</u> ）
<u>第二章の四</u> 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（ <u>第二条の六</u> ）	<u>第二章の三</u> 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（ <u>第二条の三</u> ・ <u>第二条の四</u> ）
第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（ <u>第二条の七</u> ・ <u>第二条の八</u> ）	第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（ <u>第二条の五</u> ・ <u>第二条の六</u> ）
第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（ <u>第二条の九</u> ）	第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（ <u>第二条の七</u> ）
第四章～第十三章　〔略〕	第四章～第十三章　〔略〕
附則 （放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）	附則 （放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）
第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が	第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が

行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の六第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

第二章の二　図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等
（その他の登録情報）

第二条の二　法第三十一条第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める情報は、住所とする。
（図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置）

第二条の三　法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等（第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。
（公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置）

第二条の四　法第三十一条第三項第四号（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、法第三十一条第二項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録（同項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第四条の四において同じ。）の取扱いに関して次に掲げる事項を定める措置とする。
二　法第三十一条第二項の規定による公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項
二　前号の電磁的記録の送信に係る事項

行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

〔章名を加える〕

〔条を加える〕

〔条を加える〕

〔条を加える〕

三 <u>第一号の電磁的記録の破棄に係る事項</u> 第二章の三 [略] 第二条の五 令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法<u>第三十一条第七項前段</u>（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る<u>著作物等</u>の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項 二 法<u>第三十一条第七項前段</u>に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項 三 [略] 第二章の四 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置	第二章の二 [略] 第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法<u>第三十一条第三項前段</u>（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る<u>著作物等</u>（法<u>第二条第一項第二十号</u>に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項 二 法<u>第三十一条第三項前段</u>に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項 三 [略] 第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等 （特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置） 第二条の三 法<u>第三十一条第四項</u>（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一 法<u>第三十一条第四項</u>に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法<u>第三十一条第十項</u>に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。 二 法<u>第三十一条第四項</u>に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための	情報を表示し、かつ、<u>同条第九項第一号</u>の複製に際しその旨を示すこと。 [条を削る] 第二条の七・第二条の八 [略] 第三章の二 [略] 第二条の九 [略] （送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置） 第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。 一 r o b o t s . t x t の名称の付された<u>電磁的記録</u>で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。 イ・ロ [略] 二 [略]	情報を表示し、かつ、<u>同条第五項第一号</u>の複製に際しその旨を示すこと。 （その他の登録情報） 第二条の四 法<u>第三十一条第四項第一号</u>の文部科学省令で定める情報は、住所とする。 第二条の五・第二条の六 [略] 第三章の二 [略] 第二条の七 [略] （送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置） 第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。 一 r o b o t s . t x t の名称の付された<u>電磁的記録</u>（法<u>第三十一条第二項</u>に規定する<u>電磁的記録</u>をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。 イ・ロ [略] 二 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。			
附 則			
この省令は、著作権法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。			

○内閣府令第四十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第三項及び第四十六条並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）を実施するため、災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 〔一〕三 略 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長 〔五〕十二 略 （緊急通行車両についての確認に係る申出の手続） 第六条 令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し 二 申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 三 令第三十三条第二項の申出である場合にあっては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類		（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔同上〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 〔一〕三 同上 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長 〔五〕十二 同上 〔条を加える。〕	

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条の二 令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第五のとおりとする。

(標章等の記載事項の変更の届出)

第六条の三 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

(標章等の再交付の申出)

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第七の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

(公用令書等の様式)

第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

(防災会議への報告の様式)

第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十三及び別記様式第十四のとおりとする。

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(公用令書等の様式)

第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第五から別記様式第七まで、別記様式第八及び別記様式第九のとおりとする。

(防災会議への報告の様式)

第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十及び別記様式第十一のとおりとする。

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日	
知事・公安委員会 殿			
緊急通行車両確認申出書			
申出者		住 所	
		氏 名	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所	() 局 番	
	氏名又は名称		
緊急 連絡先	住 所	() 局 番	
	氏 名		
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

「様式を加える。」

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印		
公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第4 (第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印		
公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 7（第 6 条の 4 関係）

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 6（第 6 条の 3 関係）

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

〔様式を加える。〕

〔様式を加える。〕

別記様式第8(第7条関係)

従事第	号	公	用	令	書	住 所
						氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり				従事 協力	を命ずる。	
					処分権者 氏 名	印
従 事 す べ き 業 務						
従 事 す べ き 場 所						
従 事 す べ き 期 間						
出 頭 す べ き 日 時						
出 頭 す べ き 場 所						
備 考						

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第5(第7条関係)

従事第	号	公	用	令	書	住 所
						氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり				従事 協力	を命ずる。	
					処分権者 氏 名	印
従 事 す べ き 業 務						
従 事 す べ き 場 所						
従 事 す べ き 期 間						
出 頭 す べ き 日 時						
出 頭 す べ き 場 所						
備 考						

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9(第7条関係)

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法

第71条

第78条第1項

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年

月

日

処分権者 氏 名

印

保管すべき物資の種類	数	量	保 管 すべき 場 所	保 管 すべき 期 間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第6(第7条関係)

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法

第71条

第78条第1項

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年

月

日

処分権者 氏 名

印

保管すべき物資の種類	数	量	保 管 すべき 場 所	保 管 すべき 期 間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第10(第7条関係)

管理第	号							
		公 用 令 書						
		住 所						
		氏 名						
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり				を	管理 使用 収用	する。
		年	月	日				
処分権者 氏 名								印
名	称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第7(第7条関係)

管理第	号							
		公 用 令 書						
		住 所						
		氏 名						
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり				を	管理 使用 収用	する。
		年	月	日				
処分権者 氏 名								印
名	称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第11(第7条関係)

変更第	号			公	用	変	更	令	書		住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日											
										処分権者 氏 名	印
変更した処分の内容											

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第8(第7条関係)

変更第	号			公	用	変	更	令	書		住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日											
										処分権者 氏 名	印
変更した処分の内容											

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

取消第	号	公 用 取 消 令 書				住 所
						氏 名
災害対策基本法	第71条	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号) に係る処分を取り消したので、				
	第78条第1項					
災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年	月	日			
						処分権者 氏 名
						印

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 9 (第 7 条関係)

取消第	号	公 用 取 消 令 書				住 所
						氏 名
災害対策基本法	第71条	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号) に係る処分を取り消したので、				
	第78条第1項					
災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年	月	日			
						処分権者 氏 名
						印

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第13(第9条関係)

災害復旧事業費決定報告書

災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

事業名 都道府県名						合 計
合 計						

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第10(第9条関係)

災害復旧事業費決定報告書

災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

事業名 都道府県名						合 計
合 計						

備考 用紙は、日本産業規格A 4とする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第14(第9条関係)

災害復旧事業実施基準決定報告書

災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

- 1 事 業 名
- 2 基準の概要
- 3 備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第11(第9条関係)

災害復旧事業実施基準決定報告書

災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

- 1 事 業 名
- 2 基準の概要
- 3 備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

(大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正) 第二条 大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和五十四年総理府令第三十八号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。		改 正 後	
(法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの) 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 [略] 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第十六号) 第三条第一項の細則 三 [略] 四 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号) 第七条の二(同令第二十三条の四において準用する場合を含む。)及び第二十一条の十九の安全管理規程 五 [略] (緊急輸送車両についての確認に係る申出の手続) 第六条 令第十二条第一項又は第二項の申出は、別記様式第六の申出書を提出して行うものとする。 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一 申出に係る車両の自動車検査証(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第六十条第一項の自動車検査証をいう。)又は軽自動車届出済証(同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。)の写し 二 申出に係る車両が、法第二十四条に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足る書類 三 令第十二条第二項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類 (緊急輸送車両の標章及び証明書の様式) 第六条の二 令第十二条第三項の標章(次条において「標章」という。)の様式は、別記様式第七のとおりとする。 2 令第十二条第三項の証明書(次条において「証明書」という。)の様式は、別記様式第八のとおりとする。 (標章等の記載事項の変更の届出) 第六条の三 標章及び証明書(以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。)の交付を受けた車両の使用人は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。 2 前項の規定による届出は、別記様式第九の届出書及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出して行うものとする。		改 正 前	
(法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの) 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 [同上] 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第十六号) 第三条の細則 三 [同上] 四 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号) 第七条の二第一項(同令第二十三条の四において準用する場合を含む。)及び第二十一条の十九第一項の運輸管理規程 五 [同上] [条を加える。]		(緊急輸送車両の標章及び証明書の様式) 第六条 令第十二条第二項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、それぞれ別記様式第六及び別記様式第七のとおりとする。 [項を加える。] [条を加える。]	

別記様式第6(第6条関係)

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急輸送車両確認申出書				
申出者 住 所				
氏 名				
番号標に表示されている番号				
輸送人員又は品名				
活 動 地 域				
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名 又 は 名 称			
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番		
	氏 名			
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(標章等の再交付の申出)

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第十の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等)を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を見出し、又は回復したとき。

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の六 [略]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第十一から別記様式第十三まで、別記様式第十四及び別記様式第十五のとおりとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の二 [同上]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

[様式を加える。]

別記様式第7(第6条の2 関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 9 (第 6 条の 3 関係)

知事・公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認標準・証明書記載事項変更届出書	
年 月 日	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 8 (第 6 条の 2 関係)

第 号	
年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書	
知 事 印	
公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
活 動 地 域	
住 所	() 局 番
車 両 の 使 用 者	氏 名 又 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

〔様式を加える。〕

別記様式第 7 (第 6 条関係)

第 号	
年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書	
知 事 印	
公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
住 所	() 局 番
使 用 者	氏 名
輸 送 日 時	
輸 送 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第11（第7条関係）

協力第 号

公 用 令 書

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称）

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名 図

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第10（第6条の4関係）

年 月 日

知事・公安委員会 殿

緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書

申出者 住 所
氏 名

番号標に表示されている番号

標 章 ・ 証 明 書 番 号

交 付 年 月 日

再 交 付 申 出 の 理 由

備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第9（第7条関係）

協力第 号

公 用 令 書

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称）

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名 図

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

「様式を加える。」

別記様式第 13 (第 7 条関係)

使用収用第 号						
公 用 令 書						
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)						
氏名 (法人にあつては、その名称)						
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり 土地、家屋を使用する。 物資を収用する。						
年 月 日						
処分権者氏名 図						
名称又は 種類	範囲又は 数量	所在場所	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

保管第 号				
公 用 令 書				
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)				
氏名 (法人にあつては、その名称)				
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資 第 5 項の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者氏名 図				
保管すべき物資 の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 10 (第 7 条関係)

使用収用第 号						
公 用 令 書						
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)						
氏名 (法人にあつては、その名称)						
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり 土地、家屋を使用する。 物資を収用する。						
年 月 日						
処分権者氏名 図						
名称又は 種類	範囲又は 数量	所在場所	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 9 (第 7 条関係)

保管第 号				
公 用 令 書				
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)				
氏名 (法人にあつては、その名称)				
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資 第 5 項の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者氏名 図				
保管すべき物資 の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第 15 (第 7 条関係)

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
住所 (法人にあつては、主たる) (事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、その名称)	
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり取り消した 使用取用 ので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを 交付する。	
年 月 日	
処分権者氏名 印	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 14 (第 7 条関係)

変更第	号
公 用 変 更 令 書	
住所 (法人にあつては、主たる) (事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、その名称)	
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり変更したの 使用取用 で、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交 付する。	
年 月 日	
処分権者氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
住所 (法人にあつては、主たる) (事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、その名称)	
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり取り消した 使用取用 ので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを 交付する。	
年 月 日	
処分権者氏名 印	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 11 (第 7 条関係)

変更第	号
公 用 変 更 令 書	
住所 (法人にあつては、主たる) (事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、その名称)	
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり変更したの 使用取用 で、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交 付する。	
年 月 日	
処分権者氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

（原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第三条 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める

改正後				改正前			
1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二条第一項	〔略〕	〔略〕		第二条第一項	〔同上〕	〔同上〕	
災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。）の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）の状況		災害の状況	〔同上〕	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）の状況	
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
第二条第二項	〔略〕	〔略〕		第二条第二項	〔同上〕	〔同上〕	
第六条第一項	第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三条第二項		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
第六条第二項第二号	令第三十二条の二第二号の災害応急対策	緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六条の五第一号において同じ。）に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
第六条第二項第三号	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令					
	法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項					
	災害応急対策	緊急事態応急対策					
第六条の五第一号	災害応急対策	緊急事態応急対策					

2		2	
[略]		[略]	
災害復旧事業費		原子力災害事後対策（原子力緊急事態別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下本条及び別表第二第三号において同じ。）に要する経費	
[略]		[略]	
2		2	
原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		2	
[略]		[同上]	
読み替えられる規定		読み替えられる規定	
読み替えられる字句		読み替える字句	
[略]		[同上]	
第五条		[同上]	
第六条第一項		[同上]	
令		[同上]	
原子力災害対策特別措置法施行令第八條第二項の規定により読み替えて適用される令		[同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1（施行期日）
この府令は、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

2（経過措置）
この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

○内閣府令第四十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第三項及び第四十六条並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十五年政令第三百八十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）を実施するため、災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月十七日内閣総理大臣 岸田 文雄

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令
(災害対策基本法施行規則の一部改正)

第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 〔一～三 略〕 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（<u>第十二号</u>において「部隊等」という。）の長 〔五～十二 略〕 （緊急通行車両についての確認に係る申出の手続） <u>第六条</u> 令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し 二 申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 三 令第三十三条第二項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類 （緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）	（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔同上〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 〔一～三 同上〕 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（<u>第十三号</u>において「部隊等」という。）の長 〔五～十二 同上〕 〔条を加える。〕 （緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条の二 令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第五のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第六条の三 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

（標章等の再交付の申出）

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第七の申出書を提出して行うものとする。

（標章等の返納）

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

（公用令書等の様式）

第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

（防災会議への報告の様式）

第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十三及び別記様式第十四のとおりとする。

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

（公用令書等の様式）

第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第五から別記様式第七まで、別記様式第八及び別記様式第九のとおりとする。

（防災会議への報告の様式）

第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十及び別記様式第十一のとおりとする。

別記様式第3(第6条関係)

知事・公安委員会 殿		緊急通行車両確認申出書		年	月	日
番号欄に表示されている番号						
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)						
活動地域						
車両の使用者	住所	() 局 番				
	氏名又は名称					
緊急連絡先	住所	() 局 番				
	氏名					
備考						

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

[様式を加える。]

別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 ⑩		公安委員会 ⑪	
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
活動地域			
住所		() 局 番	
車両の使用者 氏名又は名称			
有効期限			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第4 (第6条の2関係)

登録(車両)番号		年 月 日	
緊急			
有効期限		年 月 日	

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3 (第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 ⑩		公安委員会 ⑪	
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
住所		() 局 番	
使用者 氏 名			
通行日時			
通行経路		出 発 地	目的地
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第3 (第6条関係)

登録(車両)番号		年 月 日	
緊急			
有効期限		年 月 日	

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第7（第6条の4関係）

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書		申出者 住 所 氏 名		
番号欄に表示されている番号				
標 章 ・ 証 明 書 番 号				
交 付 年 月 日				
再 交 付 申 出 の 理 由				
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6（第6条の3関係）

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書		申出者 住 所 氏 名		
番号欄に表示されている番号				
標 章 ・ 証 明 書 番 号				
交 付 年 月 日				
変 更 の 内 容				
変 更 の 理 由				
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

[様式を加える。]

[様式を加える。]

別記様式第8 (第7条関係)

従事第	号	公	用	令	書	住 所	氏 名	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 処分権者 氏 名 印
従事すべき業務								
従事すべき場所								
従事すべき期間								
出頭すべき日時								
出頭すべき場所								
備 考								

備考 用紙は、日本産業規格A 5とする。

別記様式第5 (第7条関係)

従事第	号	公	用	令	書	住 所	氏 名	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 処分権者 氏 名 印
従事すべき業務								
従事すべき場所								
従事すべき期間								
出頭すべき日時								
出頭すべき場所								
備 考								

備考 用紙は、日本産業規格A 5とする。

別記様式第9 (第7条関係)

保管第	号	公	用	令	書	住	所
						氏	名
第71条 災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。							
年 月 日							
処分権者 氏 名 印							
保管すべき物資の種類	数	量	保管すべき場所	保管すべき期間	備	考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第6 (第7条関係)

保管第	号	公	用	令	書	住	所
						氏	名
第71条 災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。							
年 月 日							
処分権者 氏 名 印							
保管すべき物資の種類	数	量	保管すべき場所	保管すべき期間	備	考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第10(第7条関係)

管理第	号	公				用	令	書	住所氏名												
災害対策基本法										第71条	の規定に基づき、次のとおり			管理	使用	する。					
										第78条第1項				取用							
年										月	日	処分権者 氏 名				国					
名	称	数	量	所	在	場	所	範	囲	期	間	引	渡	月	日	引	渡	場	所	備	考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第7(第7条関係)

管理第	号	公				用	令	書	住所氏名												
災害対策基本法										第71条	の規定に基づき、次のとおり			管理	使用	する。					
										第78条第1項				取用							
年										月	日	処分権者 氏 名				国					
名	称	数	量	所	在	場	所	範	囲	期	間	引	渡	月	日	引	渡	場	所	備	考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第11 (第7条関係)

変更第	号	公	用	変	更	令	書	住	所				
								氏	名				
災害対策基本法				第71条		の規定に基づく公用令書(		年	月	日	第	号)	に係る処分を次のとおり変更し
たので、災害対策基本法施行令第34条第1項				の規定により、これを交付する。				年	月	日			
変更した処分の内容													

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第8 (第7条関係)

変更第	号	公	用	変	更	令	書	住	所				
								氏	名				
災害対策基本法				第71条		の規定に基づく公用令書(		年	月	日	第	号)	に係る処分を次のとおり変更し
たので、災害対策基本法施行令第34条第1項				の規定により、これを交付する。				年	月	日			
変更した処分の内容													

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第12(第7条関係)

取消第	号	公	用	取	消	令	書	住	所
								氏	名
第71条 災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を取り消したので、 災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。									
年 月 日									
処分権者 氏 名									
印									

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9(第7条関係)

取消第	号	公	用	取	消	令	書	住	所
								氏	名
第71条 災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を取り消したので、 災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。									
年 月 日									
処分権者 氏 名									
印									

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第13(第9条関係)

災 害 復 旧 事 業 費 決 定 報 告 書									
災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。									
年 月 日									
主 務 大 臣 名									
事業名 都道府県名								合	計
合 計									

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第10(第9条関係)

災 害 復 旧 事 業 費 決 定 報 告 書									
災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。									
年 月 日									
主 務 大 臣 名									
事業名 都道府県名								合	計
合 計									

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第14(第9条関係) 災害復旧事業実施基準決定報告書 災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。 1 事業名 2 基準の概要 3 備考 年 月 日 主 務 大 臣 名 備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。	別記様式第11(第9条関係) 災害復旧事業実施基準決定報告書 災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。 1 事業名 2 基準の概要 3 備考 年 月 日 主 務 大 臣 名 備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条
大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの) 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 [略] 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）<u>第三条第一項の細則</u> 三 [略] 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）<u>第七条の二</u>（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び<u>第二十一条の十九の安全管理規程</u> 五 [略] (緊急輸送車両についての確認に係る申出の手続) <u>第六条</u> 令第十二条第一項又は第二項の申出は、別記様式第六の申出書を提出して行うものとする。 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し 二 申出に係る車両が、法第二十四条に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類 三 令第十二条第二項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類 (緊急輸送車両の標章及び証明書の様式) <u>第六条の二</u> 令第十二条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第七のとおりとする。 <u>2</u> 令第十二条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第八のとおりとする。 (標章等の記載事項の変更の届出) <u>第六条の三</u> 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。 2 前項の規定による届出は、別記様式第九の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。 (標章等の再交付の申出)	(法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの) 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 [同上] 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）<u>第三条の細則</u> 三 [同上] 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）<u>第七条の二第一項</u>（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び<u>第二十一条の十九第一項の運航管理規程</u> 五 [同上] [条を加える。] (緊急輸送車両の標章及び証明書の様式) 第六条 令第十二条第二項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、<u>それぞれ別記様式第六及び別記様式第七</u>のとおりとする。 [項を加える。] [条を加える。]

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第十の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の六 [略]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第十一から別記様式第十三まで、別記様式第十四及び別記様式第十五のとおりとする。

別記様式第14号(第3条第4項) 知事・公安委員会 関 警察機動隊本部警務課申出書 申出者 住 民 名	日 月 年				輸 送 機 械 の 種 別 ()	輸 送 機 械 の 種 別 ()		考 察
別記様式第15号(第3条第5項)	日 月 年	輸送機に表示されている番号	輸送機又は品名	活 動 地 域	住 所	氏 名 又 は 名 称	住 所	氏 名

[条を加える。]

[条を加える。]

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の二 [同上]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

[条を加える。]

別記様式第7 (第6条の2 関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6 (第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第2 (第6条の3関係)

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急輸送車両運送許可・証明書記載事項変更届出書 申請者 住 所 氏 名				
番号欄に表示されている番号				
照 章・証 明 書 番 号				
交 付 年 月 日				
変 更 の 内 容				
変 更 の 理 由				
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第3 (第6条の3関係)

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両運送届出書 知 事 公安委員会			
番号欄に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
活動区域			
車両の 使用者	住所	() 局 番	
	氏名又は名称		
有効期限			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

[様式を加える]

別記様式第3 (第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両運送届出書 知 事 公安委員会			
番号欄に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
住 所 使用者	氏 名	() 局 番	
輸 送 日 時			
輸 送 路 線	出 発 地	目的地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第11（第7条関係）

協力第 号	公 用 令 書
住所（法人にあつては、主たる） （事 務 所 の 所 在 地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地区村长的別当財産の売却と項の規定に應ずる、次のとおり協力を命ずる。	
年 月 日	処分権者氏名
国	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出願すべき日時	
出願すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A 4とする。

別記様式第11（第7条関係）

協力第 号	公 用 令 書
住所（法人にあつては、主たる） （事 務 所 の 所 在 地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地区村长的別当財産の売却と項の規定に應ずる、次のとおり協力を命ずる。	
年 月 日	処分権者氏名
国	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出願すべき日時	
出願すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A 4とする。

別記様式第12（第6条の4関係）

知事・公安委員会 印		年 月 日
警察廳及び同級警察本部、知事府交付申請書		
警察廳に提出されている番号		
警察・証明書番号		
交付 年 月 日		
再交付申請の理由		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A 4とする。

[様式を加える。]

別記様式第 11 (第 7 条関係)

使用収用部	号	公 用 令 書			
住所 (法人にあつては、主たる) 事務所 の 所 在 地					
氏名 (法人にあつては、その名称)					
大規模地震対策特別措置法第 3 項の規定に基づき、次のとおり 土地、使用する、 収用する、 物資					
年 月 日					
処分権者氏名					
国					
名称又は 社名	数量	所在地	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

保管部	号	公 用 令 書		
住所 (法人にあつては、主たる) 事務所 の 所 在 地				
氏名 (法人にあつては、その名称)				
大規模地震対策特別措置法第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資 の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者氏名				
国				
保管すべき物資 の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 10 (第 7 条関係)

使用収用部	号	公 用 令 書			
住所 (法人にあつては、主たる) 事務所 の 所 在 地					
氏名 (法人にあつては、その名称)					
大規模地震対策特別措置法第 3 項の規定に基づき、次のとおり 土地、使用する、 収用する、 物資					
年 月 日					
処分権者氏名					
国					
名称又は 社名	数量	所在地	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 9 (第 7 条関係)

保管部	号	公 用 令 書		
住所 (法人にあつては、主たる) 事務所 の 所 在 地				
氏名 (法人にあつては、その名称)				
大規模地震対策特別措置法第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資 の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者氏名				
国				
保管すべき物資 の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

(原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第三条 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十二年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第 12（第 7 条関係）

取消部 号	公 用 取 消 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 事務所（所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地震対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日、第 第 号）に係る処分を次のとおり取り消したので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 3 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者氏名
図	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 14（第 7 条関係）

変更部 号	公 用 変 更 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 事務所（所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地震対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日、第 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 3 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者氏名
図	
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12（第 7 条関係）

取消部 号	公 用 取 消 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 事務所（所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地震対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日、第 第 号）に係る処分を次のとおり取り消したので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 3 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者氏名
図	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 14（第 7 条関係）

変更部 号	公 用 変 更 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 事務所（所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称）	
大規模地震対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日、第 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 3 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者氏名
図	
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

改 正 後			改 正 前		
1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項	[略]	[略]	第二条第一項	[同上]	[同上]
	災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。 <u>以下この項において同じ。</u> ）の状況		災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。 <u>以下同じ。</u> ）の状況
	[略]	[略]		[同上]	[同上]
第二条第二項	[略]	[略]	第二条第二項	[同上]	[同上]
第六条第一項	第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三条第二項			
第六条第二項第二号	令第三十二条の二第二号の災害応急対策	緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六条の五第一号において同じ。）に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策			
第六条第二項第三号	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令			
	法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項			
	災害応急対策	緊急事態応急対策			
第六条の五第一号	災害応急対策	緊急事態応急対策			
第九条	[略]	[略]	第九条	[同上]	[同上]
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策（原子力災害対策特別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下本条及び別表第二第三号において同じ。）に要する経費		災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
	[略]	[略]		[同上]	[同上]
[略]			[同上]		

2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第五条	[略]	[略]
第六条第一項	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令

2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[同上]		
第五条	[同上]	[同上]

備考 表中の [] の記載は注記である。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この府令は、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。
- (経過措置)
- 2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

○内閣府令第四十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第三項及び第四十六条並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十三年政令第三百八十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに大規模地震対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）を実施するため、災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令
(災害対策基本法施行規則の一部改正)

第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～三 〔略〕 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長 五～十二 〔略〕 （緊急通行車両についての確認に係る申出の手続） 第六条 <u>令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。</u> <u>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u> 一 <u>申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し</u> 二 <u>申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類</u> 三 <u>令第三十三条第二項の申出である場合にあっては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類</u> （緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等） 第六条の二 <u>令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。</u>	（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） 第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） 第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～三 〔略〕 四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長 五～十二 〔略〕 〔条を加える〕 （緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等） 第六条 <u>令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。</u>

2 令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、<u>別記様式第五</u>のとおりとする。 （標章等の記載事項の変更の届出） 第六条の三 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。 2 前項の規定による届出は、<u>別記様式第六の届出書</u>及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。 （標章等の再交付の申出） 第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。 2 前項の規定による申出は、<u>別記様式第七の申出書</u>を提出して行うものとする。 （標章等の返納） 第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。 一 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。 二 標章等の有効期限が到来したとき。 三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。 （公用令書等の様式） 第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ<u>別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二</u>のとおりとする。 （防災会議への報告の様式） 第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、<u>別記様式第十三及び別記様式第十四</u>のとおりとする。 備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、<u>別記様式第四</u>のとおりとする。 [条を加える] [条を加える] [条を加える] （公用令書等の様式） 第七条 令第三十四条第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ<u>別記様式第五から別記様式第七まで、別記様式第八及び別記様式第九</u>のとおりとする。 （防災会議への報告の様式） 第九条 令第三十七条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、<u>別記様式第十及び別記様式第十一</u>のとおりとする。
--	---

別記様式第三から別記様式第十一までを次のように改める。

別記様式第4 (第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3 (第6条関係)

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急通行車両確認申出書				
申出者 住 氏 所 氏 名				
番号標に表示されている番号				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
活動地域				
住所	住 所	()	局	番
緊急連絡先	氏名又は名称			
住所	住 所	()	局	番
氏名	氏 名			
備考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第 6 (第 6 条の 3 関係)

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書				
申出者 住 氏 所 氏 名				
番号標に表示されている番号				
標章・証明書番号				
交付年月日				
変更の内容				
変更の理由				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号	緊急通行車両確認証明書				年	月	日
番号標に表示されている番号							
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)							
活動地域							
住所	住 所	()	局	番			
氏名又は名称	氏名又は名称						
有効期限							
備考							

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）<u>第三条第一項の細則</u> 三 〔略〕 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）<u>第七条の二</u>（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び<u>第二十一条の十九の安全管理規程</u> 五 〔略〕 <u>（緊急輸送車両についての確認に係る申出の手続）</u> 第六条 <u>令第十二条第一項又は第二項の申出は、別記様式第六の申出書を提出して行うものとする。</u> <u>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u> 一 <u>申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し</u> 二 <u>申出に係る車両が、法第二十四条に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類</u> 三 <u>令第十二条第二項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類</u> （緊急輸送車両の標章及び証明書の様式） 第六条の二 <u>令第十二条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第七のとおりとする。</u> <u>2 令第十二条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第八のとおりとする。</u> <u>（標章等の記載事項の変更の届出）</u> 第六条の三 <u>標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。</u> <u>2 前項の規定による届出は、別記様式第九の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。</u>	（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） 第三条 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）<u>第三条の細則</u> 三 〔略〕 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）<u>第七条の二第一項</u>（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び<u>第二十一条の十九第一項の運航管理規程</u> 五 〔略〕 [条を加える] （緊急輸送車両の標章及び証明書の様式） 第六条 <u>令第十二条第二項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、それぞれ別記様式第六及び別記様式第七のとおりとする。</u> [項を加える] [条を加える]

(標章等の再交付の申出) 第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。 2 前項の規定による申出は、別記様式第十の申出書を提出して行うものとする。 (標章等の返納) 第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。 一 当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。 二 標章等の有効期限が到来したとき。 三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。 (令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所) 第六条の六 [略] (公用令書等の様式) 第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第十一から別記様式第十三まで、別記様式第十四及び別記様式第十五のとおりとする。	[条を加える] [条を加える] (令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所) 第六条の二 [略] (公用令書等の様式) 第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別記様式第四から別記様式第十二までを次のように改める。

別記様式第4(第6条第4項)

知事・公安委員会 贈		緊急輸送車両標章申出書		申出者 住 所 氏 名		日 年 月	
緊急標章に表示されている番号	輸送人員又は品名	活動地域	住所	氏名又は名称	住所	氏名	備考
車両の使用者		緊急連絡先	住所	氏名	住所	氏名	備考
緊急			住所	氏名	住所	氏名	

備考 用紙は、日本標準規格A4とする。

別記様式第7(第6条の2関係)

登録(車両)番号

緊急

有効期限

年 月 日

備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 9（第 6 条の 3 関係）

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書				
緊急輸送車両確認証明書		知事 公安委員会		
番号標に表示されている番号				
標章・証明書番号				
交付年月日				
変更の内容				
変更の理由				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第8(第6条の2関係)

第 号		年	月	日
緊急輸送車両確認証明書				
番号標に表示されている番号		知事 公安委員会		
輸送人員又は品名				
活動地域				
車両の使用		住所	() 局 番	
氏名又は名称				
有効期限				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第11(第7条関係)

協力第 号	公 用 令 書	年	月	日
住所 {法人にあつては、主たる} 事務所 の 所 在 地				
氏名 {法人にあつては、その名称}				
大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。				
従事すべき業務	処分権者氏名			
従事すべき場所	国			
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第10（第 6 条の 4 関係）

知事・公安委員会 殿		年	月	日
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書				
番号標に表示されている番号		申出者 住所 氏 名		
標章・証明書番号				
交付年月日				
再交付申出の理由				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 13（第 7 条関係）

使用収用第	号	公 用 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 氏名（法人にあつては、その名称）		
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり 土地、使用する。 家屋を収用する。 物資		
年 月 日		処分権者氏名 国

名称又は 地籍	範囲又は 数量	所在場所	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第十二の次に次の三様式を加える。

別記様式第 12（第 7 条関係）

保管第	号	公 用 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 氏名（法人にあつては、その名称）		
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 5 項 の規定に基づき、次のとおり物資 の保管を命ずる。		
年 月 日		処分権者氏名 国

保管すべき物資 の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 15（第 7 条関係）

取消第	号	公 用 取 消 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 氏名（法人にあつては、その名称）		
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 5 項の規定に基づき公用令書（ 協力 月 日 保管 第 号）に係る処分を次のとおり取り消した 使用収用 ので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを 交付する。		
年 月 日		処分権者氏名 国

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 14（第 7 条関係）

変更第	号	公 用 変 更 令 書
住所（法人にあつては、主たる） 氏名（法人にあつては、その名称）		
大規模地震対策特別措置法第 27 条第 5 項 協力 月 日 保管 第 号）に係る処分を次のとおり変更したの 使用収用 で、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交 付する。		
年 月 日		処分権者氏名 国

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

(原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第三条 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十二年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項	[略]	[略]	第二条第一項	[略]	[略]
	災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。 <u>以下この項において同じ。</u> ）の状況		災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。 <u>以下同じ。</u> ）の状況
	[略]	[略]		[略]	[略]
第二条第二項	[略]	[略]	第二条第二項	[略]	[略]
<u>第六条第一項</u>	<u>第二項</u>	<u>原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三条第二項</u>			
<u>第六条第二項第二号</u>	<u>令第三十二条の二第二号の災害応急対策</u>	<u>緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六条の五第一号において同じ。）に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策</u>			
<u>第六条第二項第三号</u>	<u>令</u>	<u>原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令</u>			
	<u>法第五十条第二項</u>	<u>原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項</u>			
	<u>災害応急対策</u>	<u>緊急事態応急対策</u>			
<u>第六条の五第一号</u>	<u>災害応急対策</u>	<u>緊急事態応急対策</u>			
第九条	[略]	[略]	第九条	[略]	[略]
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策（原子力災害対策特別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下本条及び別		災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費

		表第二第三号において同じ。)に要する経費
	[略]	[略]
[略]		
2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第五条	[略]	[略]
第六条第一項	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令

	[略]	[略]
[略]		
2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第五条	[略]	[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。
- (経過措置)
- 2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。